

第五十五回国 参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第十九号

昭和四十二年七月二十一日(金曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

七月二十一日

辞任

瓜生 清君

林 塩君

補欠選任

向井 長年君

山高しげり君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松澤 兼人君

石井 桂君

宮崎 正雄君

大倉 精一君

柳岡 秋夫君

原田 立君

植木 光教君

奥村 悦造君

木村 陸男君

楠 正俊君

黒木 利克君

紅露 みつ君

土屋 義彦君

中津井 真君

柳田桃太郎君

横山 フク君

加藤シヅエ君

戸田 菊雄君

中村 順造君

成瀬 幡治君

小平 芳平君

林 塩君

山高しげり君

衆議院議員

山下 榮二君

古川 丈吉君

山田 耻目君

松本 忠助君

佐藤 榮作君

厚生 大君

運輸 大君

内閣総理大臣

内閣法制局長官

内閣総理大臣官

陸上交通安全調

査室長

警察庁交通局長

経済企画庁総合

開発局長

経済企画庁水資

源局長

厚生省環境衛生

局長

通商産業政務次

官

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

通商産業省企業

局立地公害部長

運輸省自動車局

整備課長

建設省河川局水

政課長

上妻 尚志君

景山 久君

馬場 一也君

吉田善次郎君

中野 武夫君

小田橋貞寿君

栗原 祐幸君

松本 茂君

加納 治郎君

鈴木 光一君

宮崎 清文君

高辻 正巳君

塚原 俊郎君

大橋 武夫君

秀男君

坊 秀男君

佐藤 榮作君

高辻 正巳君

宮崎 清文君

鈴木 光一君

加納 治郎君

松本 茂君

栗原 祐幸君

小田橋貞寿君

中野 武夫君

吉田善次郎君

馬場 一也君

景山 久君

上妻 尚志君

本日の会議に付した案件

○横断歩道橋設置のための予算大幅増額に関する請願(第三五三三号)

○児童、生徒に対する交通安全対策の推進に関する請願(第五四五号)(第六三〇号)

○公害対策基本法制定等に関する請願(第六〇五号)

○交通事故防止のための抜本対策確立に関する請願(第七五〇号)(第八四八号)(第八五六号)

○罰則強化による交通事故防止策反対並びに基本的交通事故防止対策樹立に関する請願(第七六四号)

○競輪用型自転車の道路上使用禁止に関する請願(第九三二号)

○公害対策基本法等の早期制定等に関する請願(第一一五二号)

○罰則強化等による交通事故防止策反対に関する請願(第一四二八号)(第一五六三三号)

○交通事故防止対策に関する請願(第一五六四号)

○盟和産業長野工場の排煙に起因すると思われる農作物等被害調査に関する請願(第四〇四三三号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○公害対策基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、瓜生清君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(松澤兼人君) まず、請願の審査を行います。

第三五三三号、横断歩道橋設置のための予算大幅増額に関する請願外十三件の請願を一括して議題といたします。

これらの請願につきましては、委員長及び理事打ち合わせ会におきまして慎重検討いたしました結果、請願第三五三三号及び第四〇四三三号は採択することに意見が一致いたしました。

右理事会一致のとおり、この請願は、議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 継続調査要求についておはかりいたします。

産業公害及び交通対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

そく等の病氣というものは絶対に起こらないようにしていただく、それがつまり生命に關係のある程度でございまして、しかし、まだ四日市は、なほほど病氣にはならないけれども、もう少し空気を清潔にして、われわれの生活を、これを快的なものになるようにしていこうじゃないか、こういったような場合に、もう一歩進めて快的なものにしていこうといったような場合には、經濟の發展との、何と申しますか、にらみ合いと申しますか、そこに調和を求めていこう、こういったことではございまして、そこに私は区分ができる、こういったふうにご考慮のほどでございます。

○柳岡秋夫君 調和ということとは非常に便利なことばだと思ふのですけれども、この中身は、企業經營の許す範囲でそうした生活環境というものをつくっていく、こういったことになると思ふんですが、どうですか。企業經營が破壊されても、制約をされても、生活環境をよくするためにやむを得ないんだという考え方がこの中に入るわけですか。

○國務大臣(坊秀男君) 非常に観念的な話でございましてけれども、健康にも關係がある、この公害は健康に關係があつて、健康を侵食するといったような公害であるならば、私は、そういったような場合には、たとえその經濟として、むろん利益も出てこないし、またあるいは損をする、非常に観念的な話でございまして、そういったような場合には健康が優先する、こういったことにこの基本法の趣旨はなるうと思ひます。しかしながら、生活環境をよくしていくために産業との調和をやっていこうという場合には、たとえば、産業が十の利益を得ておる、ところがその十の利益を得ておる場合に、それではまだ少し生活環境がよろしくない、そこで生活環境をよくしていくために、十の利益を得ておるものを全然なくしてしまふところまで公害を排除して生活環境をよくするということではなくして、たとえば十の利益を得ておるものは、そのうちの五まではこれは利益を得ておる、しかしながら、生活環境をよくするために

は十の利益のうち五はひとつがまんしてもらおうじゃないかというところ、まことに観念論でございましてけれども、そこに經濟の發展との調和ということがあるんじゃないかと、かやうに理解をいたします。

○柳岡秋夫君 大臣の言うことは、さっぱりわかりません。私は、生活環境と人の健康とは、これは切り離せないものだと思います。したがつて、生活環境が悪くなれば健康が阻害されることはあたりまえだと思ふのですよ。そうすると、その場合に、調和はあくまでいまのような形ではかゝるというのであれば、大臣が先ほど声を大にして、健康はもう何よりもまず第一に守るんだというふうなことは、この生活環境と經濟發展との調和という中で、もうすでに無視されてきておる、こういったふうには私には考えません。これはまたひとつ、総理が来れば総理の見解も聞きたいと思ひますので次に進みたいと思ひますが、この基本法の主管省は、衆議院の段階での質疑を見ますと、厚生省だ、こういったことになっております。しかし、この法案の中では、所管省は厚生省だといふふうにはどこにもないはずであります。ただ二十五条の七項で、庶務は厚生省の環境衛生局が処理する、こういったふうな規定をされております。ここで庶務というのとは一体どういう範囲のことをいうのか、お伺いしたい。

○政府委員(館林宣夫君) たとえば、公害対策會議の庶務は、会長たる内閣総理大臣の名をもつて會議が開催されるわけでございますが、その開催の手續、あるいは必要な資料の調製、また場合によりましては會議に付する原案の作成というふうなこと、やはり一般の事務的なことでございます。

○柳岡秋夫君 同じ衆議院の質疑の中で、公害対策基本法全般について厚生省が責任を持つんだ、こういった答弁をしておりますね。そうしますと、いまの庶務というものの範囲は事務的な仕事だといふことになると、この基本法の中で厚生省が責任を持つといふのは、どういふ役割りをこの基本

法の中で持つておるのか、事務的な以外に。この基本法にいろいろ規定されておりますけれども、それぞれの規定について厚生省は全部この責任を持つ、そういった立場にあるのか、そうでなくて、法文上からいくと事務的な庶務の仕事だといふことになっておるのですけれども、全般的な責任を持つといふのは一体どういふことなのか、お伺いしたい。

○政府委員(館林宣夫君) この公害対策基本法の主管大臣が厚生大臣であるということでございますが、この基本法の中には公害対策のそれぞれ各省にまたがるいろいろの施策が織り込まれておるわけでございます。その意味合いにおきまして、この基本法の中のそれぞれ各省に關連のある仕事に關しましては、この基本法の中にある事項でも、それぞれの所管の大臣が主務大臣である、こういった關係でございまして、公害対策基本法全般としてこれを推進し、法律案として取りまとめ、その推進をはかるという立場に厚生大臣がある。総括的な世話役といふか、総代といふか、そういった立場に厚生大臣があるわけでございます。そして、この基本法に基づいた個々の各条文のそれぞれの実施にあたりましては、それぞれの所管の關連の大臣が主務大臣になっていくわけでございます。

○柳岡秋夫君 そうすると、個々の公害対策については厚生大臣は責任がない、責任がないと言ふと語弊がありますけれども、それは所管するものではない、こういったことですね。そうすると、一体この厚生省の設置法の中の第五条「厚生省の権限」という中で、それぞれ規定をされておることに、どういふ権限を厚生省の中に持つことができるようになるのか。

○政府委員(館林宣夫君) この公害対策基本法の性格は、一種の国の宣言的な法律でございます。国がこういった施策を講ずる、こういった方針でどういふ考えのもとに公害対策を行なうという宣言的な法律でございまして、したがって、こ

の法律そのものによつて直ちに、ある種の規制をこれに加えるとか、罰則が加わるとか、そういった権限に伴う仕事これで直ちに發生するものではないわけでございますので、厚生大臣の所管の中に公害対策基本法に關する件というふうな形で入つてないわけでございます。これは、農業基本法にしましても同じような制度になっております。ただ、この公害対策基本法の宣言の基本方針に基づいて各法が設けられ、それぞれの各法に従つて具体的な権限がこれに付随してまいる場合には、それぞれその内容に應じて所管の大臣が責任を負つて仕事をするという關係にあるわけでございます。

○柳岡秋夫君 そうすると、この基本法は、公害対策の實質的な内容は何も無い、今後、この基本法に基づいて各法律がそれぞれつくられて初めて公害の処理が現実のほつてくる、こういったことですね。

○政府委員(館林宣夫君) 例が悪いかもしれませんが、一種の憲法のようなものでございまして、公害対策に対する国の基本方針、基本姿勢でございまして、この基本姿勢に沿うように具体的な法律がつくられるわけでございます。したがって、たとえばこの法律に基づいて事業者は公害防止の責務を負うと言つたところで、直ちに事業者が公害防止の措置を講じたところ、直ちに罰則を受けるというものはなくて、ここのばい煙の排出についてはこういった措置を講じなければならぬ、この法律を受けて各法ができ、これが具体化するわけでございます。そのような段階において権限が生じ具体的な措置が講ぜられていくということでございます。そのうしろにある基本の態度、基本の方針がこれによつて定められるわけでございます。これを、これそのものは具体性を持っておりませんけれども、ちょうど憲法があらゆる法律の根源になつていくように、公害対策のあらゆる根源がここに発していくわけでございます。

○柳岡秋夫君 憲法とはちよつと比較にならないと思ふのですね。私は、基本法はあくまでも法律

的には各法を制約することはできないと思うので、法律的にはね。ただ、理論と申しますか、一つの共通の方針を与えるというわけです。憲法は、もちろん、これは憲法の中にはつきりと法律は憲法に違反してはならないと、こうなっておりますから、そういう関係がありますけれども、この基本法の場合にはそういう関係がないということになりますと、私は、公害対策をより積極的に進めるためには、この各法を一日も早く制定をする、あるいは現在あるものをよりよくしていくということがなされなければならない。ところが、いまだもってそういうものが出てこない。この国会の中にも二、三出されておりますけれども、そういう法律もあとで質問したいと思っておりますけれども、はたしてこの公害基本法に基づいて出されてくるのかどうかということも私は疑問を持つわけです。

それはまたあとにして、この法案の中で、公害対策審議会というのを今度つくる、そして厚生省の公害審議会が生活環境審議会に名前を変える、こういうのです。この二つの関係はどうですか。○政府委員(館林宣夫君) 従来の厚生省の公害審議会というものと、今回の法律に基づきます公害審議会というものと、まぎらわしいということから、従来の厚生省におきます公害審議会は生活環境審議会というように名称を変えたわけでございます。内容の機能においては何らの変更がないわけでございます。

それでは、両者の関係はどうかと言いますと、生活環境審議会は、公害もありますが、その他一般生活環境を含めまして、人の健康を守る、国民の生活環境を健全にする目標で、そういう施策を厚生大臣が行なうにあたって重要な事項を審議していただく審議会でございます。今回のこの公害対策基本法に基づきます公害対策審議会は、人の健康という分野のみならず、関係各省全般を総合した、国の全施策を総合した基本的な公害に対する方向、重要な事項を審議する審議会でございます。

○柳岡秋夫君 おそらく通産省でもそういう形のものがあるんじゃないかと思うのです。あるいは企画庁の中にそういうものがあると思う。どうも、船頭多くして舟山に登るといふことばがありますけれども、何か各省ごとにばらばらにこうしたものがつくられて、そしてばらばらな施策が持ち寄られる、そして公害対策会議でそれが調整される、こういうことになるんじゃないかと思つておられます。これは、きめこまかに施策をやっていくにはある程度必要かもしれませんけれども、しかし、まず厚生省は厚生省で環境基準をきめる場合に、生活環境審議会に諮問をして、まず一つの案をつくる、それを今度公害対策会議に持っていく、そこでまた練り直すというふうなことになるのではないかと思うのです。そうすると、非常に時間がかかるような気がしますがね。その点はどうか。

○政府委員(館林宣夫君) 御指摘の点が、公害施策を国が一元的に行なうに際して、国の機関として公害対策会議を考えていくにあたって、一つ懸念せられる点であります。そういう点を懸念して、むしろ一つの行政機関のような、国家行政組織法の中の第三条の機関のような公害委員会とか、あるいは公害防止庁とかなんとかいうような、はっきりした責任を持つ役所をつくったほうがいいのではないかという議論の際の比較検討せられる論点であろうと思つて、確かに、それぞれ責任者は集まることは集まっても、なかなかきまらぬかもしれない。それらの調整に手間をとって、きまらないかもしれないという懸念せられる点であります。しかし、それぞれ各省、たとえば企業に対する各種の規制に関する措置は通産省が実施しており、自動車の機構そのものは運輸省がやっております、あるいは都市計画のよきな面では建設省がやっておりますというふうな、それぞれ関連した仕事から浮き上がって一つの案を立ててみたところで、これは実施に際して、か

えってそれが渋滞してしまうということもあるわけでございます。それこれ勘案しまして、今回政府といたしましては、この形が公害対策を進めるには一番よろしい方式であるということにいたしましたわけでありまして、ただ、問題点としては、お説のように、これでいたずらに調整に手間とって、案がまとまらない、時間がかかってしまつて、これは十分警戒いたしまして、それぞれ各省相互に調整をはかつて、お互いに相協調して努力をしていく必要があることは十分考える必要があると思つておられます。

○柳岡秋夫君 公害対策会議が、いままでの経済企画庁の中に置かれた公害対策推進会議、こういうものと私は同じようなことにならなければいいと思つておられますけれども、おそらく、そういうことになるのではないかというふうに私は懸念をいたしております。そこで、次に、環境基準の性格というものについてお伺いしたいのですが、結局、発生源の増加に伴って、個々の企業の排出基準というものは一そうきびしくしなければならぬ、そういうことになると思つておられますが、その点はどうか。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、昭和何年何月の時点で排出基準をきめる、その時点としては、でき得る限りの科学的な資料をもとにして最善の排出基準をきめたいたしました。その後において大気の状態が悪くなつて、もっときびしくしなければならぬというふうなことに、よりまして、排出の基準を変える場合があり得るわけでありまして、現に、ばい煙規制法によつてそういう施策を講じております。しかし、それにはおのずから限度があるわけでありまして、もうそれ以上きびしい規制をしたところで、もはや今日の科学の限界ではそれ以上煙突から煙をきれいになんていけません。なぜかといつて、非常に煙突の数が多過ぎて個々のものを一つぐらいいよしたところで、とうていこの大気環境がよくなるまいというときには、別途の方途を講ずる必要があるわけでありまして、したがって、環境基準を守るためには、

排出基準はできるだけ近代科学の新しい方式を考えて、企業の耐え得る最高限度のものを考える必要があるわけでありまして、これも時代とともに改定をする必要もありませんけれども、また、その限界を越えたものに対しては、工場の立地制限とか、あるいは何か別の方式を考える。煙突の高さをより高くするとか、グリーンベルトをつくるか、そういうような方法によつて措置するしか、しかたがない段階もあると思つておられます。

○柳岡秋夫君 そういふような環境基準がつけられる地区は、当然、いま局長が言われたように、立地規制というものが伴うんじゃないかと思つておられます。通産省は、今度工業立地適正化法ですか、をつくられておられますが、あるいは建設省は都市計画法の改正を考えておられますけれども、そういう中で、この環境基準と排出基準を十分考慮しておられるのかどうかです。これは、先ほどちよつと言いましたように、基本法に基づいてそれぞれ各法がつけられるとするならば、当然そうしたものが考慮されて法律というものがつくられなければならない、こういうふうな思ふのですが、通産省おられましたらお伺いしたい。

○説明員(馬場一也君) ただいまお話のございました工業立地適正化法というものを今度の国会に公害防止の観点からつくるべく努力いたしましたのでございますけれども、残念なことに、若干関係各省との間に未調整の問題が残りました。今度の国会には時間的に間に合わなくなりまして、他日を期したいという心組みでございます。ただ、この適正化法の原案で考えておりましたのは、ただいまの環境基準というものが基本法に基づいてきめられた場合に、工場の立地規制等が行ないますときの一番大事な一つの基準といたしまして、この環境基準に適合するという範囲内での工場の立地を認めるという考え方で原案を書いておるわけでありまして、

○柳岡秋夫君 今度のいわゆるばい煙規制法がさる法だといふ反省を加えて、そして公害対策法をより積極的に進めようといふ一つの大きな対策で

この環境基準というものができてきたわけですね。したがって、その環境基準と排出基準という関係からすると、この立地規制というものは非常に重要になってくるわけです。それがこの公害対策会議の中で十分論議されて、その上に立って適正化法もあるいは都市計画の問題も考えられないと、通産省は通産省だけでも通産省の考え方で法案をつくる、建設省は建設省でそういう考え方で法案をつくらなければならない、公害対策会議で問題になっても、そのときは公害対策会議で問題になっても、そのときは公害対策会議で問題にならないか、こういうふうな思案のすなわち、そういう、まだ公害対策会議が発足しない段階でそうしたものをやるという場合には、一体どう政府は対処をしようとするのか、これは大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男) 御案内のとおり、まだ公害対策基本法は御審議をいたしておられるという過程でございまして、もちろん、公害対策会議というものが存在いたさない状態でございます。しかしながら、そういう事態におきましても、基本法はまだできておりませんが、公害は現実的に発生して、基本法ができるまで待つて諸般の対策をするというふうなことは、これは私は策の当を得たものではないと思っております。さような意味におきまして、公害対策基本法がまだできない、また公害対策会議が存在しないというふうなときでも、これはやっぱりそれぞれ公害を発生するような事業を、仕事を所管しておる各官庁として、そういう公害を未然に防止する、あるいはできた公害を排除するといったような諸般の施策というものは考えていかなければならない。しかしながら、また、環境基準といったようなものだと、会議もできておりませんが、しかし、そういう過程においていろいろのことから得られたことは、今度環境基準がつくられたり、公害対策会議が組織されたりといったような場合には、これは必要に応じて私は再検討をせられるべきものである。したがって、

て、現在のすでに立法をされておりますばい煙規制法といったようなもの、そういうようなものは、これはやはり公害対策基本法というものができまして、環境基準あるいは排出基準といったようなものが基本法に基づいて規定せられるというところに相なりますれば、そういう既存のものは再検討をせられるべきものだと私は考えます。

○柳岡秋夫君 法律に基づいて立地規制をして、すでに工場がほとんど建てられるという段階になって、これは環境基準上おかしから工場は操業を停止しろというふうなことは、私はできない、経済の健全な発展との調和をはかるといふことが出てきて、環境基準というものが、企業やかと申しますか、排出基準というものが、企業が守れるような段階での基準、いわゆる非常に最低限の基準が定められて、そういう懸念もするわけです。ですから、非常に、先ほど通産省は未調整であるということをおっしゃるわけですが、それらばらばらの対策ですね、政府の公害対策、こういうところを反省して、この新しい基本法に取り組んでいくという姿勢がなければならぬと思っております。ところが、依然として公害行政の一元化というものが、各審議会あるいは社会保障制度審議会等でも意見として出されておられるが、まだまだ閣僚会議のような、何と申しますか、寄り合い世帯のような会議、機構をつくる、こういうこと、非常に私は残念だと思っております。

○政府委員(館林宣夫君) 環境基準というものは、わかりやすく申し上げますと、行政目標といふのがちょうど適当かと思っております。行政目標といふと、妙なあれでございますが、大気汚染につきまして例をあげますと、これ以上よごさないといふ一つの目標である。したがって、これから工場立地などをだんだんやっていくところは、その基

準を越えないようにあらゆる施策で考えていく、また、現に基準を越えているところは、それ以下に下げるためにあらゆる施策を動員して考えていく、そういう一つの目標でございます。そういう政策目標でございますから、これが直ちに、いままでそこに住んでいる人ががまんをしるという限界であるというのには必ずしも適当ではない。結果的には、なるほどそこに政策目標をおいて、それ以下にきれいにしよう、それ以下の状態に保とうとするわけでございますから、結果的には、まあそこまで下がったならば、その住民の方々ががまんをしないで済むというふうなことになるかもしれませんけれども、そこまではがまんしなさいというつもりで、別のことで言えば、そこまではよごしてもいいというふうな許された範囲であるわけではなしに、がまんをしるという限界でもない。ただ、通常受忍の限度というふうなものをいいたしますと、私法上の損害賠償のときに賠償の対象になるかならないか、その公害の害を与えた場合に、その害が社会通念上がまんができる範囲の害であるのか、あるいは賠償しなればならぬほどの他に害を与えたかという程度の、その意味の受忍の限度ということばを、もしそういう場合に使うといたしますと、そういう意味の受忍の限度よりは、はるかに環境基準は高いものを少なくとも政策目標としては掲げたい、こういうことでございます。それが住民の方々の受忍の限度であるというようには考えたくはないと思っております。

○柳岡秋夫君 排出基準が、経済との調和をはかるといふことで非常に高いところで考えられると、一方では、環境基準は、いま言ったような形で、まあ健康を完全に守れる、そういう目標を立てた基準であればいいですけれども、そうでないとしたら、これは環境基準とかいふものをきめても、法の目的とする国民の健康を保護することにはならないのじゃないかと思っておりますが、その点はいかがですか。

には健康を保護する、病人が出るようなことはいない、少なくとも大気の状態はそういう病人の出るような状態には絶対しないということを目標に基準をつくるわけでございますので、その基準がしっかり守られ、施策が行なわれれば、病人が出るようなことにならぬわけでありませう。問題は、その施策が、すぐさま、きょうすでにその限度を越えておるようなものがその限界まで下げられるかどうかという、時間的なズレもありませうし、あるいは、だんだん事業の側から出てくる原因が急速に高まってきまして施策が追いつかないということ、その限界を越えるという事態がないとは申せませんが、基本的には、環境基準が定まり、これがしっかり守られれば、公害による病人が出るようなことがないという事態を考えております。

○柳岡秋夫君 ところで、それぞれの企業が排出基準を完全に守っておる、かつその環境基準のワクも越えない、そういうことをやっておりますが、なおかつ住民に被害を与えた、被害を生じたという場合の被害に対する救済の責任というものは、一体どこにあるのか。

○政府委員(館林宣夫君) あらゆる場合、公害の際に被害を受けた人が生じたというときには、原則的にはその被害の根源になった害を発生した発生源が責任を負うべき筋合いであることは申すまでもないわけでありませう。問題は、その発生源がどこかにおるに違いないけれども、その因果関係が必ずしも明確にならないということによって、原因の追及、損害の賠償というふうな形で、はっきりセットできないのが現状でございますけれども、たまたまとしましては、あくまでも原因者が責任を負うべきものでございませう。たとえその原因者が法律によって定められた排出の基準以下の排出をいたしておりましたも、結果的に、それによって損害を人に与えたということであれば、それに対する責任は負わなければならない、かように考えます。

○柳岡秋夫君 企業は、自分の工場は排出基準を

守っておるんだから、もうそれでいわれる免責されるんだ、いわゆる排出基準というのには免責基準になるんだ、こういうふうな主張しているんだが、この点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) 排出の基準は、排出を規制する法律の定めによって企業に対して行政上加えられておる制約でございます、これが免責基準になるわけではございません。被害を与えた場合の責任は別の問題でございます。

○柳岡秋夫君 ところで、救済制度の問題も出てくるし、また、この公害防止のための技術の開発の問題も出てくるわけですね。この研究開発、こういうものについてあわせて取り組んでいかないと公害の防止の対策はできないと思ふんですけれども、日本の技術の開発というものが非常に遅れているわけですね。で、科学技術庁が発表した白書によりますと、三十九年度には、研究開発のための予算としては二千四百三十九億圓、同じ年に民間企業は交際費として五千三百六十五億圓使っているんですね。こういうことを見ると、いかに日本の企業が、そうした社会的責任というものを自覚をしないかという一つの証左にもなっているんじゃないかと私は思ふのです。もっと公害というものに真剣に取り組もうとするならば、こういう交際費に金を使うよりも、技術開発のほうに回すということがなければならぬと思ふのです。

さういふことを一つの問題点として私は提起したいわけですね。

さらにまた、同じ年に民間と政府の研究開発のための予算、これを見ますと、政府が千三百七十九億圓、民間支出総額の五六%ですね。研究開発の総投資額の中に占める割合は三六%でございます。これを世界の欧米各国から見ますと、欧米諸国では、政府の支出率は六〇%から七〇%を占めているわけですね。そういう各国との比較から見ても、非常に日本はおくれている。政府のこの研究

開発に対する熱意というものが非常に低い。それで、世界第三番目の工業国だと、こういばってやるわけでございますけれども、私は、そういう点もひとつ、この公害対策の問題として、今後積極的に取り組んでいただかなければならぬいんではないかと思ひます。

それから、そういう中で、それでは公害防止技術の研究開発に向けられた政府予算はどうかというところを見ますと、四十年を見ますと、通産省関係で十二億、厚生省関係で一億、文部省関係で五千万、合計で十三億五千万、こういう非常に低いものになっております。これは総理にもあとで私は要求をしていきたいと思ふんですけれども、これは厚生省に聞いてもしょうがないと思ふので、すけれども、厚生省としてはどういう考えを持っておられるか。あるいは通産省も同じですら、考えを聞かしていただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 公害行政の進み方が過去においては非常に遅れておりました。わが国の工業の発達ははるかに上回っておりますという事態があったわけでありまして、近年に至りまして、ようやく公害行政を充実しようというところになっておるわけでありまして、国の行政機構にいたしても、あるいは地方のこれに対する力の入れ方にいたしても、ごく二、三年になってようやく充実しようという機運が出てまいりました。お尋ねの研究の分野につきましても同様でございます。漸次急速に充足を果たしてまいっております。厚生省としまして、本年度は飛躍的に研究費を増加いたしましたし、通産も非常な努力をしておられるように聞いておるわけでございます。これは今後非常に努力をして充足してまいる必要があると、私もまよまよに考えております。

○柳岡秋夫君 次に、法第十八条の問題についてお伺いいたします。

特定地域の問題ですが、これは具体的にどういうところが特定地域になるのかということ、それからその地域の防止計画の基本的な方針なり施策

の内容というものが、もうできておるのかどうか。大体考えられておるのかどうか。たとえば、四日市なら四日市というものが特定地域として指定された場合、その四日市という町が具体的にどういうふうになるのか、そういうことをお聞きしたい。

それからもう一つは、そういう特定地域の対策として、この公害対策のためのいろいろな法律がございまして、そういう法律がどういふふうな適用され、その法律がどういふような役割りを持つていくのか。

それからもう一つは、費用の負担というのはいふふうになるのか、一括してお伺いしたい。

○政府委員(館林宣夫君) この特定地域に対して特別施策をやっていくという理由は、特にそこに集中的に総合的施策をしなければならぬおけない、こういう地域であります。公害対策を総合的に精力的に集中する必要がある、こういう地域でございまして、今日では、京浜、阪神などの地域の一部あるいは四日市などは、とりあえずこういう地区の対象として考えたい、かように私も思っております。そこで、かりに四日市を例にとりますと、まずその前に、環境基準が定められる必要があるわけでありまして、その環境基準から考えて、四日市が現在どういふ地位にあるかということをお尋ねするわけですね。それを越えておるものであれば、それ以下に下げのにはどういふ手段があるか、それからもし越えようとしておる寸前であるならば、これをとめるのにはどうしたらいいか、こういうことになるわけでありまして、その場合に、先ほど来お話のございましたように、排出規制を精一ぱい努力をしたらどの程度まで防げるか、しかしそれには限度があつて、それ以上防ぐには煙突の高さをもう少し伸ばすというふうな方法で何か手段はないか、あるいは油の使い方を変える、非常に大気汚染のひどいような時期にはもっと硫酸の少ないような油に変えるというふうな方法の限度はどこまであるか、それでもなおかつ、そういう工場側の

措置によってはどうしようもない、越えがたいものがある場合には、非常に汚染のひどいところには人間が住まないような緩衝地帯のようなものを設けてはどうか、さらには都市の改造をしてはどうか、というようなことを総合的に計画いたしまして、それと同時に十分な調査をして今後の見通しを立てる、そしてどの手段をどの程度までとるかということを総合的にきめる、その基本的な考え方を公害対策会議できめまして、具体案は知事がきめる、こういうことになるわけでございます。その場合に、排出の規制に對しましては、ばい煙規制法を、あるいは排水による汚濁のようなものに対しては水質保全法を適用いたしますし、もしもその法律が今日では不備でございますれば改正をいたしまして完全なものにして施行をいたします。また、都市の改造なり、工場をこれ以上ふやさないという措置を講ずる必要がございまして都市計画法を使用なり、もしも都市計画法ではなお不十分でございます、何らかの立地制限を必要とするということでございすれば、たゞいま通産省で検討されております立地規制法のような法律を設けて、それによって規制をする、こういうことになるわけでございます。

○柳岡秋夫君 費用の負担については、どういふふうになりますか。

○政府委員(館林宣夫君) その場合、企業側が防止のために設ける装置は当然に企業側の負担でございますけれども、緩衝地帯を設けたり、あるいは特別な排水路を設けるといふようなことで、公共事業の面でも総合対策の一環としてやる必要があるという場合には、その公共事業の中の——もちろん、これは公共事業で限る市なりがやるわけでございますが、それぞれの公共事業の主体の地方公共団体が負担いたしますけれども、国もこれに対して補助金を出し、あるいは企業側にも、その事業の内容の性質によりましては負担させる、その場合に、代執行のような、全く企業のための施設であれば全部を負担させる場合もございまして、また、多くの場合は一部を負担す

るといふようなことにするわけでございまして、これに對しましては、今後法律のない間は協議によりましてそれぞれ納得づくで負担をしていく、現に、四日市におきましては、グリーンベルトにつきまして協議の上負担をするという措置が講ぜられておりますが、今後は、法律を設けて、法律によって強制的に負担をはかる、こういうことにならざるを得ないと思つております。

○柳岡秋夫君 いま軽油引取税とか、あるいは石油ガス税、あるいはガソリン税とか地方道路税とか、こういう目的の財源があるわけですね。こういうものは、たとえ道路整備などに使用されていくわけですけれども、公害防止のために使うという方法も考えられていいじゃないか、こういうふうにするのが、その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) 実は、そういう意見がございまして私もかなりうまい方法ではなからうかと——私も実は税のことはあまり専門でございましてわかりませんが、たとえば、今日の大気汚染の大きなものになっておりますのは石油でございまして。あの石油は、たかままして石油の中に含まれておる硫黄が亜硫酸ガスとなって慢性気管支炎を起したりして人を苦しめたりする、したがって、石油に何らかのそういう税のようなものをおかすということができれば一番よろしい。今日、これらの輸入税の一部が、道路の整備とか、あるいは石炭の何か救済というふうなものに一種の目的をもつて使われていると同じように、その輸入関税のような、一部が公害に使われるという方法も理論としてはあり得る。しかし、これは税制上非常に重要な問題でございまして、簡単に結論は出ないことと思つておりますけれども、私どもとしても、そういう議論は議論としてあり得る、公害の費用負担を、公害のための公共事業をするのに対して企業側に持たせると言ひましても、これはどの範囲に持たせるか、大きいところだけに持たせるのか、公害のひどいところだけに持たせるのか、というふうな持たせ方も非常にむずかしいのでございまして、一般会計の中

から公害の特別費用を地方公共団体が負担していくということも容易じゃないという事実もございまして、いまのような、元でかけてしまえば、いずればこれはたかれて煙になって出てくるのであるから、平等に負担することになるので、一つの方法ではあるということでも私どもも考えたことございまして、これは今後の研究課題として考えていきたいと思つております。

○柳岡秋夫君 ひとつ検討していただくことにしよう。これは、厚生省の試案の中に出しておつたと思うのですが、補償基金というふうなもの——これはまた別な考え方で、たとえば企業全体が共同してこれの連帯責任を負うという立場から、この業種別なり、あるいは発生物質の別とか、いろいろこういう企業別、そういうもので基金をつくらせて、そうして防止計画なり救済の費用に充てることか、そういうことも考えられるのではないかと思つたのです。これは、特に四日市あるいは水島とか、あるいは京葉地帯とか、あるいは工場地帯の密集した一つのコンビナートのな地域は、そういうことも考えて、公害防止のために企業がお互いに責任を持っていくということが非常にいいんじゃないか、こういうふうな思つたのですけれども、そういう点もひとつ考えていただきたい、こういうふうな思つております。

時間がないので、あと二、三点お伺いしたいのですが、この環境基準というものについて、あるいは排出基準、これは大気汚染、騒音、水質ですか、そういう三つですね。あとの、公害と言われている悪臭、それから振動、地盤沈下、こういうものは、技術的に非常にそういう基準をつくるということもむずかしいと思つておりますけれども、しかし、こういう悪臭の規制等についても、相当検討し、研究をし、さらに現在の、たとえば畜産場とか、へい獣処理場とか、そういうものの処理方法、あるいは構造、こういうものについても改善をしていくということをおあわせてやっていかねばならない、こういうふうな思つたのですけれども、

も、こういう点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) 今日の科学の限界では、悪臭の限度というふうなものを調べる方法がなかなかむずかしいものでございまして、お尋ねのような基準、

〔委員長退席、理事石井桂君着席〕
環境の基準にいたしまして、排出の基準にいたしまして、むずかしいわけではございますが、これはでき得る限り科学的な研究調査をいたしまして、お説のように、何らか基準のようなものをお設けられるように努力をしてみたいと思つております。

○柳岡秋夫君 悪臭は非常にむずかしい面もあるのかもしれないけれども、振動と地盤沈下、これは、私はできないことはないと思つたのです。たとえば神奈川県では、県の規制で振動基準というものをつくっておるわけですね。これによりまして、住居あるいは商業などのそれぞれの用途地域ごとに一定の時間帯の振動基準をきめておるわけですね。だから、こういうものは私はずくればつくれないことはないというふうな思つたわけですね。それから地盤沈下にしても、年間の沈下率、あるいは沈下の最高限の地域のそうした条件というものを考えて、工業用水のくみ上げを禁止するとか、いろいろできるんじゃないかと思つたのです。こういう点について、まあこれから検討するということになるのかもしれないけれども、しかし、せつかく公害という定義の中に含めた問題であり、しかも、現在非常にこの市民生活の中では大きな問題として起きておるわけですから、これらの問題についても十分対処していただきたい、こう思つております。

そこで、この水質基準の問題で、ひとつ建設省なり経済企画庁にお伺いしたいのですけれども、〔理事石井桂君退席、委員長着席〕
建設省は、河川法の二十九条に基づいて、河川の汚濁面に対する規制というものをしよう、こういうふうな考えたのです。しかし、何か各省間の調整がうまくいかないというふうなこと

だらうと思つたのですけれども、今日まだその政令案というものができておらぬ。この建設省の河川の汚濁に対する規制と、経済企画庁が行なっている水質保全の対策、これとの関連は一体どういふことになるのか。川は一つですから、その川に對して、経済企画庁は経済企画庁として、建設省は建設省として、勝手にそういう規制をすべきものではないと私は思つたのです。やはり政府全体が、お互いに一つの基準というか、そういう規則というものをつくって、そうして河川を本来のあらゆる用途に使えるようなものにしていくということが必要ではないかと思つたのですが、その点をお伺いしたい。

○政府委員(松本茂君) 河川法二十九条を根拠規定といたしまして、それに基づきまして政令を制定して河川の清潔をはかつていきたい、こういう御意見を建設省はお持ちでございまして、この案の内容につきまして御説明を聞いたことはございまして、それに基づきまして、経済企画庁といたしまして、内部で目下検討いたしておるところでございまして、そのうち、たとえばじんあひ、汚物の河川に對する放棄を禁止する、そういう点につきましては、経済企画庁といたしましては何ら異存のないところでございまして。しかしながら、河川の水質につきましていろいろの規定を予定されておるわけではございますが、この点につきましては、一つは、同様な目的に基づきまして、水質保全法、それから二十九条による政令、こういうことで二元的に法体系がなっていくというところは、なるべくそういつたことは一本の法律によつて簡素にやっていくべきである、そういう基本的な方針からいたしまして、問題が一つございまして。

それからまた、同様な法律目的に基づきまして一つの法律を制定し、法律によつてやっていくというところでやっておるものに基づきまして、一つの法が法律根拠がございまして、政令でやっていくという点に基づきまして法律上の疑義があるのではなからうか、こういう疑問点が、経済企画庁の中にも、また各省の中にもございまして、そう

が、ただいま、あと数時間に迫っておるこの国会に、できるだけ多数の法案を成立させたいし、ただ数ばかりじゃなく、内容の面から見ても、重要法案をぜひ成立させ、また、それぞれの党におきまして主張しておられるそういうような問題についても、十分心して、これが成立を期する、そういう意味で、党のほうを中心にして、たゞいまも督促してまいったようなわけでありませう。ただ数時間あるのでございますから、その間に有効適切な措置をとれば、必ず重要法案は通るだろうと思われ、ことに参議院の方が非常に熱心に修正された一酸化炭素のこの被害に対するあと始末に對しては、これは全く重要法案と、私もかように考えますので、ぜひ成立させたいと考えております。

○柳岡秋夫君 今日、公害の問題は、いまさら言うまでもなく、非常に大きな問題でございます。その原因というものが、これはあらゆるマスコミあるいはまた世間で言われておりますように、企業があまりにも政府の産業優先の政策に甘えまして、企業としての社会的責任というものが自覚がされない、そういうこと、あるいはまた、政府、地方自治体におきましても、企業の保護、生産第一主義、こういうような政治経済政策のしからしむるところから来ておるといふことが大きな一つの要因になっておるわけですね。

そこで、総理はしばしば、経済の開発というのは人間の尊重あるいはまた社会公共の福祉に奉仕をすることが目的だ、こう言われておるわけですね。そういうことだとすれば、今日のこのような現状を見るときに、私は、現在の経済の開発というものは正常な形で経済の開発ではない、発展ではない、こう言っているのではないかと思っておりますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの、たいへんむずかしいお話なんです、とにかく、私も政治をやると、お互いがしあわせな、また住みよい社会をつくって、そして生活を向上させよう、こういうことを願っております。この内容を充実させ、生活の向上をはかる、そのためには、やはり産業が興らなければいけない。昔のような状態では、これはもう生活が豊富で中身が充実していかれるものではない。だから、そういう意味で、産業の発展、これはやはり望まれるべきものだ。だけれども、ただいまのところ、都市化の傾向が非常に急激に出てきたし、また産業の開発も、これも自由闊達であることはしあわせであるが、そこに計画的秩序のなものが無い。そういうのが、たゞいま言われる都市集中へのことと相まって非常な弊害をかもし出している。これをやはりなくしていかなければならない。

私はしばしば人間尊重ということを申したり、あるいは社会開発の必要性を説いてまいりました。たゞいま言う経済開発もさることだが、やはり社会開発、それと結びついて初めてりつぱな社会ができるのだ。それが私の基本的な考えでありますから、いま柳岡君が、産業優先の社会をつくっている、こういう御指摘ですが、私は必ずしも産業優先だとは思いません。思いませんが、産業の発達、発展を願うあまり、そこらが野放図であり、これは自由闊達であることはけつこうです。計画的性を欠いてきた。それが、今日のような都市においての非常な公害が出てきた。都市ばかりじゃございませぬ。いなかにおきましても、水銀中毒などは、いなかの例でございますが、そういうようなものが発生してきた。やはりこれをなくしていかなければ、真のお互いのしあわせ、幸福というものは願えない、かように思いますから、公害と積極的に取り組んでいく、こういう考え方でありませぬ。これはひとり、公害の場合に、人命尊重というだけではございませぬ。この公害が健康を害する、生命に非常な重大な影響を与えている、そういう問題もございませぬ。この公害はいかなければ、社会環境をすっかりこわしている、生活環境がすっかりこのために乱される、こういうものがしばしばあるのです。そういう点が、これから、人命に直接関係しないが、やはり環境整備は大事なことで、そういう

意味の対策も怠らないようにしていく。公害対策として取り組む場合に、広い公害対策だと思いがすが、そこで公害のそもし出す弊害から見まして、それに対する処置も、非常に強いもの、またそうでもないもの等がいろいろあるだろうと思いがすし、また、国あるいは地方公共団体、さらにはまた、原因者もろんでありますが、国あるいは公共団体が公害防止についてつとめるべき役割もあるだろうと、かように思います。やっぱり公害の態様からそれらの諸点が考えられなまじやならぬ、かように思いますが、なかなかむづかしい問題が山積しておりますし、ことにこれからの問題、これをひとつ公害が発生しないようにすること、これはひとつ、くふうしていただきたいと思いがす、いままでの社会経済状態からかもし出している公害、そのあと始末の問題、それもなかなかたいへんな問題ですから、これから社会環境の基準をつくるのか、あるいは原因者の責任をどの辺まで原因者が責任を持つべきなのか、こういうような問題もありませうし、処理の問題として、たいへんな問題がある。たいへんなむづかしいポイントを包容しての公害基本法でありますから、これができ上がって、今後いろいろ具体的な問題に取り組んでさらに進めなまじやならぬ、かように私は思っております。

○柳岡秋夫君 総理が、社会開発ということを経営の基本とどうか、スローガンとして言われたのは、少なくとも、過去の経済政策が、どちらかというと、人間を無視し、人間性が疎外された経済政策の中から、一つの反省として私は出されてきたんじゃないかと、この反省として私は出されてきたんじゃないかと、過去の反省として、あるいは現在に至る政治経済政策にきびしい批判、自己批判ですね、反省というものを、ますする、そのことが公害対策の私の出発点でなければならぬと思いがす。そういう点では、社会開発ということを一つの反省として打ち出された総理としては、

この公害対策に取り組む姿勢としてはわかるのでございませぬけれども、まだまだ私は積極性が足りないと思いがす。というものは、たとえば今度の公害対策基本法を見ますと、大体非常に抽象的である。しかも、いろんな具体的な実施の問題は、すべて今後の検討、あるいは別な法律にゆだねる、こういうことになっておる。総理は、先般の本会議で、りつぱな基本法だと、こう自賛をされているわけですね。一体、どこをとらえて、りつぱなと言えるのか、私はお伺いしたいわけなんです。マスコミも、世論も、この公害審議会の答申から、あるいは社会保障制度審議会の意見等から比べると、非常に後退をした基本法だ、こう言われているわけですね。悪評を買っているわけですが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、必ずしも悪評を買っているとは思わぬです。基本法ですから、全部を網羅するわけにはいかない、かように思っております。ことに、公害と一口に申しますが、この公害というのは、何というか、多岐多様でございますが、そういうところから考えますと、一つの法律だけで片づくものじゃない、かように思います。まあ、今後どの程度のものが考えられますか。いまだって、あるいは大気汚染、あるいは水の問題、最近考えられている飛行場付近の騒音防止、あるいはさらに石油の海水汚濁、それそれぞれ考えられておられますけれども、もっと、においの、臭気の問題もありませんし、さらに振動の問題がある。まあ、そこまでいかなくとも、一般の環境整備の面から見ると、野鳥が来なくなるとか、あるいは木が枯れるとか、こういうような幾つもの問題がありますから、それに対する適当な立法というのは、なかなかこれは困難だと思いがす。これはもうよく御承知のことだと思いがす。

○柳岡秋夫君 具体的な法律で一切この基本法に規定しなまじやらないということでは、私もないと思いがす。ただ問題は、指摘をされるのは、基本的な姿勢なんですね。経済の健全な発展と調和をはかるということが、一つの問題点として国民がい

大きな疑問を抱いております。

そこで、私はここで確認しておきたいのですけれども、総理がしばしば、経済の開発発展というのには公共の福祉に奉仕するものだ、ということとであれば、国民の健康の保護あるいは生活環境の保全というの、そうした公共の福祉というものが前提にあって初めてこの経済との調和というものが成り立つ。もう一つは、国民の健康あるいは生活環境の保全というものが経済の発展と矛盾を呈した場合、あるいは競合した場合、その場合には経済活動というものは制約を受けるのだ、こう私は理解したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私の考えるところも、いまのお説も、同じだろうと思えます。私は、政治活動あるいは経済活動と言っているのは、これはもうお互いの幸福のため、最終的にはそこへおさまらなければ、人間を疎外して経済の発展だけあるという、そんなものじゃないだろう、かように私は思います。したがって、ずいぶん、たとえば炭鉱災害等がかもし出されて、とうとう人命を失いますが、もともと人のための経済活動、それに必要な石炭が、それが人の生命を断つ、これはもうそういうことは考えられないのじゃないかとしばしば申したのであります。そこで、保安施設というものをどうしてもとりっぱなものでして、生命を奪うようなことがあってはならない。また、経済の発展も、同じように、公共の福祉、さらにまた個人のしあわせにつながるもの、さよりに考えますから、当然それと矛盾するようなものであっては困りますね。しかし、それでは経済の発展は必ず公害を引き起こすものだから、これはけしからぬのだ、こう言って経済を目的にたかきにして征伐をしたら、一体どうなるのか。私も、ただいま文明、そういう社会で生活をしているといつて喜んでおる。昔のような非常な原始的な生活こそ、それは公害のない社会だろうと思いがすが、そういうものは今日われわれ考えるべきじゃない。やはりこれは、進歩をし、発展し、そして文化的な生活ができる、もっと生活は向上してい

くのだ、だから経済の発展は必要なんだ、こういうふうには考えております。

だから、いま問題になっておる経済との調整、調和をはかるのかというようにおっしゃるが、一応書かれておりました、どちらが優先するの。これはもう問題のないことなんです。人間が大事にされ、生命に関するものが優先することは、これはもう問題がございません。その議論をしておられるのだが、私はそういうふうにおっしゃるから、これはもう矛盾するものでもありません。その産業をやるためには、産業として、一つの公害が発生する。だけれども、それはがまんする、こういうのじゃないのです。そういうものは、矛盾があれば、お互いの生命に悪影響があれば、それを科学技術の進歩で何とかふりして、なくして、それを産業を育てていくことでなければならぬ、かように私思っております。だから、これは御議論を、御意見を伺うまでもなく、私は同じような考え方でございます。ただ、先ほど申しますように、環境整備をするという場合には、この辺はだいたい程度の低い公害になります、この辺の場合になってくると、いろいろのくふうのしかたがあるのじゃないかと私は思います。わざわざそんなところに住居をかまなくてもいい場合もあるのじゃないか。その辺が、調整をはかるというように、しかし運用においては、そういう点にも十分注意するつもりです。

○柳岡秋夫君 今回、基本法というものをここに置くこと、公害対策に積極的に取り組んでいくことについては、非常に私も賛成をいたすわけですが、ただ問題は、先ほどから言いましたように、非常に抽象的であり、すべてがあとに持ち越されているわけですが、基本法だけでは公害対策はできない。したがって、私は、基本法の中に織り込むべきものは、明確に、政府、国としては国民の生命を守る、公害から守る責任と義務があるということ

とを明確にするということ、それからもう一つは、公害というものは最近経済活動が活発になって起きてきた現象ですから、いままでのような法体系、法制上では処理できない、いろいろな問題があるわけですが、だから、ここで新しい概念をいいますから、従来の概念とか法理とか、そういうものにはとらわれない、新しい指導理念というものを基本法の中に明確にして、あるいは政府としてはこれを明らかにしていくということが必要じゃないかと思う。たとえば、無過失責任の問題は、総理は、あるいは厚生大臣は、現在の法制上はできないと言われるけれども、しかし、公害の社会的な性格から言っても、私は、いまの法制上にとらわれないで、無過失責任というものをこの際確立する必要がある、こういうふうにおっしゃるのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまの基本法の法体系として、いろいろな国、地方団体の責任、あるいは公害の処理方法、それからのがまるとか、こういうこともございしますが、いま御指摘になりました一番の問題は、原因者の責任です。それが無過失責任まで要求すべきではないか、これが一番大きな問題だと思えます。先ほどお話しになりましたように、法務大臣や厚生大臣からお答えをしたとおり、いまの法律のたてまえは、いわゆる責任主義というが、無過失責任の場合は格別な一、二のものだけについて無過失責任の制度をとっておりますけれども、その他は、これはもう戦後の民主主義的な行き方から見まして、いわゆる無過失責任はそれ広い範囲には及んでおりません。この点は、もうこれでいいのだと思っております。この公害問題と取り組む場合に、この原因者の責任を、場合によりまして、事柄によっては無過失な場合でもそれを問わなければならない場合もある。したがって、無過失責任のたてまえについては、おそらく厚生大臣もお答えしたとおり、法務大臣もお答えしたとおりと思っております。ただ検討するだけでは、どうも中身がは

きりしない。もっと公害の性質から、積極的にこういう問題も解決する方向で取り組まなければならぬと私は思います。無過失責任にいたしましたも、あとの被害の状況、その認定の方法、あるいはまた迅速にそういう処理をつける方法、これなども新しいものとしてくふうしていかなければならぬと思えます。これが、基本法で一応考えている方向でございします。とにかく検討を要する問題であるという、ただそういうことばだけではなかなか納得なされないだろうと思っておりますが、私は積極的に取り組むべき問題だと、かように思っております。

○柳岡秋夫君 もう一つの問題は、この公害行政の一元化ということが一つの問題です。公害対策会議で総理が長として調整をする、こう言うのですが、私は、基本法の中で明確にこの公害対策に対する理念というものが明らかにしておれば、何も忙しい総理大臣が公害対策会議に出席して調整をする必要もないと思うのです。責任ある一つの省なりでもいいし、また新たな行政機構をつくって、そういう内閣としての責任体制を確立するということがこの公害対策の総合化をはかるためには必要だ、こういうふうにおっしゃるのですが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) この公害という、これは先ほど申しましたように、その態様が非常に複雑であり、また多岐にわたっている。したがって、各行政庁からの公害に関するものだけ抽出して一つの役所を設ける、これはまずできないことじゃないかと私は思うのです。だから、言われるような一元化は当然必要ではございますが、抽出してそれだけの行政官庁をつくれ、これはたいへんむずかしいもののように思います。

そこで、いまの公害基本法ができて、公害と取り組むこれからの姿勢をはっきりする。各大臣ともそれで統一はとれると思っておりますが、しかし、なお新しく今回積極的に公害と取り組むのでございますから、各省の事務当局にいたしまして

も、また各大臣の考え方も統一することは必要だと思ひます。お互いに連絡協調することがまた必要だと思ひます。さらにまた、扱い方が二、三になつては困るといふことで、積極的な協調協力、同時にまた取り扱ひ方が同一であるように、かように思つて、連絡会議を考えたのでございます。一つの考え方で、何か行政の、公害防止行政というふうなものが出出できればたいへんけっこうですが、なかなかできないですね。そこらにむずかしさがあるように思ひます。

○柳岡秋夫君 公書には、いわゆる予防、排除、救済、この三つが確立されなければ公害対策は完全でない、こう言われているわけですが、その公害の予防には、多くの人々、予算というものが必要だと思ひます。先ほどもちよつと総理の来る前に論議しておつたのですが、たとえば公害防止のための科学技術、いわゆる研究開発ですね、技術の。こういうものも非常に予算が少くない。外国から比べると非常に低い。こういう一つ一つの例を見ましても、今後基本法をつくつて積極的に公害対策に取り組もうとするには、これからの政府の姿勢としては相当思い切つた予算の裏づけというものが必要だと思ひます。今後予算編成上、総理としてどういふ考え、方針を持っていられる決意なのか、お伺ひしたいわけですが。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま御指摘になりましたように、これはもう科学的な、また技術的な問題があると思ひますので、この研究開発、これは必要なことでありますから、むしろ民間が主になつてこれはやる。たとえば柳岡君の千葉県、あそここの川崎製鉄はかつて黒い煙を吐いていたのですが、このごろ行つてみると、白い煙になつていふ。これは一つのくふうをこらした結果だと思ひます。また、石油コンビナートでございすが、いま脱硫装置をやらなくともところはなくなつてきた。ずいぶん金もかかるところですが積極的に脱硫装置をやる。これで、これから起こるいわゆる四日市ぜんそくというふうなものではなくなるでしょう。しかし、いまの状態だけで満足だとは言

えない。さらにもつとりばなものをつくつてほしい、こうなると思ひます。でありますから、そういうふうな研究開発にいろいろ金を使つていく。その場合の出る融資あるいはまた税のほうで免税措置をとる、いろいろくふうされると思ひます。また、政府自身も、こういうことに積極的に取り組めば、政府自身も研究開発に新しい道ができるんじゃないだろうかと思ひます。最近、農業等の人体に及ぼす被害もずいぶん大きいですから、農業の使用について政府も在来のようなものとはくふうをして変えていこうじゃないかというので、農林省に特に働いてもらつておりますが、この科学の点から、いろいろの問題が起こつて、いままでのようになく、よほど変わつてくるだろうと思ひます。いままでは、とにかくこういうことに關心なしにどんどんやられたところに一つの問題があつたと思ひますけれども、それは農業の例を言へば、いままでのような、非常によくない、今度これがあるいはきかなくなるかもしれないぞと心配をしておりますが、しかし、人体に悪影響がないようなもの、そういうことでやはり殺虫の目的を果たすような、そういう薬を考へなければならぬ、かように私思つております。

○柳岡秋夫君 与えられた時間が来ましたので、私の質問を終わりますが、最後に、いま大気汚染の大きな原因となつて石油ですね。石油の輸入問題ですが、これは、低硫黄性の、たとえばアラスカなどの天然ガスとか、南方系の原油、こういうものを政治的に解決をすれば、政策的に行なへば、輸入ができるんじゃないかと思ひます。よ。そういうこともひとつ政府としては十分考へていくことも公害対策の一つの道だ、こういうふうにも思ひます。私は、そういうところを総理として十分検討していただくと同時に、どうかひとつ、この基本法が単なるから証文に終わらないように、これにしっかりと肉づけをしたらいい。な各法というものを、それぞれの実施法というものを早急につくつていただいて、国民の期待にこ

たえていただくことをお願いしたいと思ひます。○委員長(松澤兼人君) 原田君。○原田立君 いま柳岡委員から御質問がございましたが、多少答へる点があるだろうと思ひますが、御答弁いただきたいと思ひます。基本的に、公害の企業責任、特に無過失責任と、それに基づく公害修正費用あるいは損失補償の費用の負担の問題、これは、公害基本法を語るにあつては非常に大事な問題であります。また、健康の保護と生活環境の保全は、憲法で定められた国民の大切な権利である。これを守るためには、企業活動を制限することも当然のことではないか、こう思ふのであります。しかるに、今回の法案にも「経済の健全な発展との調和を図りつつ」というこの項目を第二項目に残したといふことは、これは一種の逃げ口上ではないか、そういうふうな思ふ。基本的な態度を示すべき基本法にその点を明らかにしないで、実施法の段階でそれが取り入れられるとは考へられません。経済成長を優先しているにおいが非常にあります。原則だけはきちんとすべきだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま、柳岡君にずいぶん私としてはおしゃべりでお答えをいたしたのでございすが、この点は、原田君ずっと聞いていらしたからおわかりだと思ひますが、ひとつよろしくお願ひいたします。(笑声)

○原田立君 非常に簡単なごあいさつですが、どうもそれではなかなか納得しがたいのでござい。次に、これは佐藤内閣の閣僚の方々が発言した中のこととお伺ひするのですが、田中法相は、公害被害を人権侵犯の対象として扱い、人権侵犯の立場から最善を尽くす、こういうふうな言つておられます。被害者救済は急務であると思ひます。これに加えて、公害による事件としてその責任を明確にしなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。基本法には実際に被害者の保護が全然うたわれておりません。具体的に法案提出はいつ

か、どういふ内容にするのか、あるいはまた倉石農相は、水質汚濁による農林漁業の被害について紛争処理救済制度等に関する専門機関の整備に努力すると、こういうふうな言明しておりますが、これは公害対策会議をさしているのか、そうでないならどういふものをさすのか、具体的な内容は何か、また、これらの専門機関を今回の基本法に取り入れられなかったのはどういふわけなのか、今後のことについてお伺ひしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど柳岡君に申したのと、いま原田君の私はダブっているように思ひますが、これも申し上げるまでもなく、基本法は一般的なものですけれども、具体的な法律をどうしても次々につくつていかなければなりません。その具体的な法律として、いまもこの国会にも提案して、空港の近くの騒音防止法とか、あるいは石油による海水汚濁、これは防止責任を持たす法律を、立法措置をとつておりますから、こういうふうな、今後も引き続いてこういう具体的なものと取り組まなければ、これはただ基本法だけでは片づかないと思ひます。いま言われますように、これからの程度そういう問題と取り組むか、また、いま言われておりますように、在来の考え方ならばこれは無過失責任は問わないのです。が、しかし今度はそのほかも言つておれないから、紛争処理の場合に新しい方向をやはり考へなければならぬ、これが田中法務大臣のお答えしたところのものではないかと思ひます。私は、新しい問題である公害と取り組む場合に、やはり法理論も在来のもので変わつてくる。これは当然のことのように思つております。ことに公害で一番処理のしにくいのは、原因者が非常につきりしない場合、多数のものが集まつて初めて公害が発生しておる、たとえば自動車の排気ガスの問題とか、こういうものはやはり運転者だけの責任じゃないだろう。やはり自動車もくふうされて、今度は排気装置、ガスについての防止装置がなければ自動車販売できないということも、その次には考へられるだろう。これなどは、いままでの

う問題と取り組んでいくのか、これはまあ、そのときそのときの思潮によりまして変わっていくのだらうと思ひます。社会環境の基準にいたしましたも、一つそれをとりましても、やはり時代とともにどんどん変わってまいりますから、これこれでもういいのだというものは絶対はないと思ひます。要は、経済発展も政治活動も全部が個人のしあわせに帰するのだ、しあわせのためにあるのだ、そこに結びつくようにこれからくふうしていかねばならないと思ひます。ただいまの原田君のお説、全面的に私も同感でございます。

○委員長(松澤兼人君) 向井君。

○向井長年君 時間がございますから、二、三、点質問いたしますが、特に総理、いままでお答えありましたように、いま社会問題化している公害の問題について、今回、国民の要望にこたえてこの基本法ができることは、非常にわれわれは賛同いたしておるんですが、そういう意味から考えて、先ほどからお話ありましたように、この法案の中で、いわゆる十数省にわたるいろいろな関連を持っておると思ひますが、そういう中で一元化するために公害対策会議なるものをつくられるわけですが、これは総理、相当強いリーダーシップをもって当たらなければ、どう考えても現在の各省のなわ張り根性というか、これは非常に強いと思ひます、われわれがこれまで体験する中で、これを解消するためには、総理は相当決意をもって当たるべきだと思ひます。したがって、言うならば、特に強固なリーダーシップを発揮する、こういう決意がなければならぬと思ひます。同時に、それとあわせて、先ほどもお話がありましたように、国自体あるいは公共団体自体の参加という問題についても、相当思い切った形で行なわれなければ非常に無理ではないか、基本法ができて実際に効果あるは効果があるが、こういう気持ちがあるわけでは、ないか、質問というよりも、総理の決意ですね、その公害対策に対する、あるいは各

省に対するいわゆるリーダーシップについての決意のほどを私はお聞きしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 向井君からたいへん激励を受けて、私もありがたく思ひますが、この公害基本法をとにかく早く出そうじゃないかといった、そうして今日それを出し、まあ皆さんの御協力を得てでき上るがと、成案を得ようとして、この段階におきまして、私はまず、責任は、提案したところからもう始まっている、かように御理解をいただきたいと思ひます。いままでも、この公害防止、これと積極的に関わり組む問題があり、それぞれがその立場において、先ほど例にとりました脱硫装置、石油コンビナートの脱硫装置あるいは製鉄事業の特別な処置なども、こういうような意味で産業界の協力を得てきた、しかし、どうも協力だけじゃいかに、さらに積極的に関わり組むべきもの、先ほどお話をいたしました自動車の排気ガス防止の施設取りつけ、そういう車がなければ今度は販売ができません、そういうじゃないか、そういうのいろいろくふうしておる。これなども、今後こういう法律をつくって初めて責任を明確にするべきだと思ひます。いままで言われていた、ただ単に大気汚染、汚濁防止、あるいは水質保全の法律だけじゃ十分である。これがもっと具体的にそれぞれができる、もう目に見えるような、汚水の処理なども、いままでは野放図に川や海へ流していたような、そういうものを今度は積極的に処理していく、そういう形に変わっていくかなければならぬ、これなども、今度は積極的に、法律がありますから、そのもとにおいてこういうものと取り組んでいく、こういうふうになっていくんですね。私はもう各省とも、いまやそういう方向に踏み切ったと思ひます。皆さん方が心配しておられることもよくわかります。かつての、しばしば言われる炭鉱災害など、もっと保全に注意したらあんな災害はないだらう、あれとまた同じようなことが公害でも繰り返されるんじゃないだらうか、こういう御心配

だらうと思ひます。しかし、私は先ほど来申し上げましたように、これは、十二分に私の考えを表現することが私はへただからできませんが、公害基本法ができ、また具体的なものと取り組んで、そして産業も必要だ、お互いの生活を向上させるに必要だと思ひますけれども、しかし、何よりも人命に関するような場合には、これはもう産業の発展も、その点では忠実に人命保護に踏み切ってもらいたい、こういうふうに考えております。各省の事務のとり方も、いままでとは今度が変わる、かように私期待しておりますので、厚生省自身がいわゆる産業界でない、そういうような意味から、いろいろお困りの点があるかも知れない。しかし、そういうものは私がうしろだてにしたい、かように思ひますので、これだけ議論され、また皆さんの御意見を聞き、そうしてこの方向にはみんな御賛成なんだろうと思ひます、また、それだけに今後の行政のあり方については、これはもう監視を怠れないと思ひますから、皆さんから絶えず監視されておる、かように思ひますので、事務当局にも積極的にせいぜい取り組んでもらうつもりでございます。

○向井長年君 公害はあらゆる関係者が協力して絶滅をしなければならぬ、まあそういうことは当然でございますけれども、いま、公害がどんどん先行しておる。そういう中で、この被害者等、あるいはまたそれに対する科学的ないわゆる研究開発、いろいろございまして、いまきょうここでかかっているところの法案は、どこまでもこれは基本法ですから、これによって具体的に保護政策なり規制というものは、これはおそろくほとんどないと思ひます、基本法ですから。したがって、これに伴って、救済あるいは規制等の立法化がおそろく早急に必要だと思ひます。これは直ちに次期国会にでも出す用意をしておられるか、また、それをしなければならぬと思ひます、この点についてどう考えておられますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはもう、言われるまでもなく、救済や規制について積極的に将来取り組んでいかなければなりません。まあ、それぞれ計画もされておるようでありまして、おそろく、いままで各大臣からお話があったらうと思ひます。これを具体的な問題として、そういうことに取り組んでまいります。

○向井長年君 時間がございますから、質問は終わりました、総理に要望をしておきたいと思ひます。これは先ほどから他の委員からも言われておりますが、公害は何ゆえ起こるかということ、あるいはまた、それを防ぐためにはどうすればいいか、科学的に調査あるいはまた実験等もやらなければならぬと思ひますが、こういう点について、科学技術の振興、試験研究あるいはまたそれに対する体制の整備拡充、こういう問題、並びに人員の養成、こういうことが必要になってくると思ひますが、この点について、総理は最大の精力を注いで公害防止に当たっていただきたいということ強く要望いたします、終わります。

○委員長(松澤兼人君) 林君。

○林君 総理にお伺いいたしますが、これ、基本法でございますので、こまかいことはなかなかできませんことはよく承知しております。先ほどから総理の御趣旨も伺いました。いろいろ、なさらないかならないことがずいぶんあると思ひますが、まず第一に、何から一番最初にしたいと思ひますか、たくさんございまして、さう思ひますが、ちよつとさういう点でお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤榮作君) まず、まあ先ほど来言っている、現在もう公害をかもし出している、そのかもし出している公害の処置、これがまず第一の問題で、これにはずいぶん不幸な被害が出ております。人命に関するような問題が出ています。そういう人の救済にやっばり積極的に当たらなければならぬ。それと、やっばり基本的には、これから公害が起らないように処置する、その場

合の産業者の責任、あるいは国や地方公共団体のそれと取り組む態度である、かように私思っております。

○林塩君 それで、私も、一番先にしていたいただきたいことは、公害によって若んでいる人の救済がまず第一、その次は予防であろうと思っております。で、考えてみますと、産業の状態、近代の産業などを考えてみますと、すっかり公害がなくなるといふようなことは期し得られないと思っております。ある程度、個人個人も、その中でいかに生活していくか、そして自分の健康を守っていくかということよりなことにしても考えていかなくちゃなりませんと思っておりますが、それでもなお、基本法の精神によりますと、国は健康を守るといふ意味では責任があるという意味におきまして、まず病気になるような予防というところが非常に大事だと思っております。国民も協力をせねばなりません、国もまずその施策を立てていかななくてはならぬじゃないかと思っております。よく、お役所仕事で、とことんまでいってしまつたら何とかなるだろうというふうなことがよくあります。そして、そのうちには何とかなるから、そのうちにはだれかが何とかするだろうからということでも予算がつかないことがたくさんある。いまのうちにしておけばいいのに、もっととことんにならないでいいのに、という点で予防がおくれております。それから家庭も同じでございます、お金が少なくて、予防まで、そこまで行き届かない。病気になるまでしてから、まず医師を呼んで、そして高い治療費を出して、またもとまたというふうなことはあり得ると思っております。公害もやはりそういうものがあるんじゃないかと考えます。そして、予防の面について積極的に予算その他の措置、対策も必要でございます。人も要ります。それから、そういう点につきましてもどうすれば予防できるかというふうな点についての研究も必要だと思っておりますが、この点、総理はどういうふうにお考えになりますか、伺いたいと思っております。

○国務大臣(佐藤栄作君) なかなかむずかしい話

をいままされましたが、しかし、これは実際のには必要だ。だから、予算を惜しんで、けちけち使っていると、たまたまのようないろいろ努力した割りに効果があがらない、さらにまた、よけいな予算を出すということになる。やはり制限のある、限りあるお金でございますから、そこでどうしても重点的な使用といふことを考えなければなりません。それで、やはりいまの公害の問題にいたしましても、重点的な対策を立てていくということになると、いまの予算制度のもとではやむを得ないんじゃないかと思っております。どうしても生活環境整備のほうがおくれてくるようでありませぬ。しかし、それにいたしまして、河川の汚水を処理する、隅田川を清浄にするということ、これは生活環境から見ましても一番大きな問題だと思っております。しかし、これなどもある程度成功したと言われ……。しかしながら、この辺で小成に安んじていちゃいけないと思っております。積極的にいって、せつかくこれは方向がわかつて、かくかくすれば川の水はきれいになるというその方向が示されたから、各工場、企業家の協力、またさらに積極的に政府や公共団体がこの問題と取り組む、こういうことであつてほしいと思っております。それが、ただいま言われるように、生きていく金の使ひ方だ、この面に十分注意してまいりたいと思

います。

○林塩君 今回、こういう基本法ができて、そして各省が一つになつて、そして総理大臣のもとにこれが統合されるという基本法の精神は私はいへんによいと思つております。と言いますのは、やはり政府は各省が一緒になる、それからまた、そういう対策もみんなやっていこう、それから国民もそれに協力する、自分の健康を守ることは国民の一つの責務でもある、この基本法には書いてございますので、そういうことで、国家総動員というふうな形で、日本としても健康な社会をつくるためにこの基本法が役に立つように、具体的に積極的な施策を立てていただくようお願いしたいわけでございます。

時間が終わりましたので、これで終わります。○委員長(松澤兼人君) 加藤君。

○加藤シヅエ君 いま、林さんが予防ということをおっしゃって、私も一言伺いたいと思つて、第十条に、「政府は、公害を防止するため、土地利用に關し、必要な規制の措置を講ずるとともに、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域に對して、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならない。」、その他、こうした予防、広い意味の予防ということについて、この中にうたつていらつしやるわけでございます。私は、林さんの申されました個々の予防といふことでなくして、これからあちこちで土地利用の計画が起るときに予防といふことが、これは非常に大きなスケールで予防しなければならぬこととございまして、これはなかなか一つのお役所だけでそういうような問題が起つたときにそれを規制することはむずかしい。各お役所が協同してそういう問題に同じような気持ちで熱心にやつてくださらなければならぬ、こう考えまして、ある特定の地域につきまして、予防がほんとうにできるかできないかという一つのテストケース、モデルケースというふうな意味で、総理にもいろいろ御相談申し上げておるわけでございます。総理は、この精神で、大いに今後もお協力くださることだと存じますけれども、なおこうしたモデルケースを、ひとつこの基本法ができる記念として、これをひとつ完成するといふ、そういうお気持ちがおありになるかどうか、ちょっとお伺いします。

○国務大臣(佐藤栄作君) いま、土地利用計画

そこで、それがただ単に、先ほどのお話でやや触れたと思つても、いま加藤さんのお尋ねになるのはもっともで、明確に申し上げたほうがいいと思つて、環境整備といふか、そういう面でも、もう少しわれわれも頭を使わなければいかぬんじゃないか、近代産業がもたらしたその結果、まず野鳥が来なくなる、あるいは樹木が枯れる、こういうことがある。こういうものはやはり自然のまま保存されるのがしかるべきだと思つて、幾ら産業が発達したとしても、やはり自然の状態を保存していく、ことに得がたい野鳥の生息地、それなどは、国自身がやはり積極的に取り組んで保存すべきじゃないか、かように思つて、私は、欧州の先進国あたりの例を見ましても、こういう事例についてなかなか敏感にそれぞれ処置をとつて、どうも日本の場合には、こういうものについての愛護といふことは言われながらも、どうもやや考え方が違つて、たとえば、食用になるとか、あるいは狩猟を対象には野鳥も考えるけれども、特別な地域を指定して野鳥の保護を積極的にやるというふうなことが抜かつて、あるいは最近の経済発展から見て、何でもかんでも土地を広げていく、経済的な利用をする、こういうふうなことで、都市部付近には珍しいような野鳥の生息地がつぶれていく、こういうふうなことは、私はほんとうにたえられないようなことに実は思つております。したがって、これは各方面に積極的に呼びかけて、少なくとも、そういう点も、公害の問題が起きた際に、人間ばかりじゃなく、広く鳥や動物、あるいは植物にまでこの範囲を広げまして、そしてその環境の整備に努力すべきじゃないか、かように私は思つております。

ただいま言われたことが、あるいは東京、ああいう付近の野鳥生息地に特別な関心を持って、こういうふうなお話かと思つて、ただいまお答えしたのでございますが、私もそういう点では、もっと積極的に考えるべきだと思つて、

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

でございますが、総合的な施策、「公害の防止に
関する基本的かつ総合的な施策」というものは、
これは結局、公害対策会議でこの基本方針をきめ
るといふことになるわけでございますが、これに
基づきまして、国の施策というものを、第二章の
環境基準から始まりまして、それから国の具体的
な施策に相なりますが、それぞれ第二章にきめて
おるといふことでございます。

○原田立君 第六条には住民の責務規定が入って
おりますけれども、普通公害問題を議論するとき
は、住民は絶えず被害者の立場に立つものであ
る。こう私は思うのです。しかるに、「公害の防
止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与す
るよう努めなければならない」というような協
力規定が載っているわけでありまして、内容
は一体どうなのか。どういふことをお考えに
なっているのか。ある人、厚生省の局長、どなた
だったか名前は忘れましたが、住民の責務とい
うのは、これはたとえば企業を誘致するにあつて
議会で定める、議会に出る議員は住民が選出する
のだから、そういうふうな意味合いにおいて住民
の責務規定というのがあるのだというふうなこと
も聞きました。そんなことはどうも筋が通らない
のであります。またもう一つの面で言えば、企業
があとから入ってきたと、ところが、だんだん公
害が激しくなつたので、そのいる場所を追い出さ
れて、ほかの地区に行く。これは四日市なんか
ある例であります。そういうような、公害が強く
なつてきたならば出ていきなさいと、ちょっとこ
とばがおかしいのであります。そういうのが協
力規定なのか。具体的にどういふことですか。

○國務大臣(坊秀男君) 第六条の住民の責務でござ
います。たとえば、国または地方公共団体が
が、公害の防止、公害の予防につきましていろ
ろな施策をやつていく。たとえば、都市におきま
して暖房で燃料を燃やす、その燃料を燃やす場合
に、たとえば非常に亜硫酸ガス、一酸化炭素と
いったようなものを発生するといったようなもの
は、ひとつこの際規制をしようじゃないかとい

たような場合に、それに、そういうたつた施策にひと
つ住民に協力してもらいたい、こういうことだ
とか、それからまた、住民は大体において私に被
害者の立場にあると思ひますけれども、またこ
れ、加害者の立場にあるということもあるわけ
であります。たとえば、住宅の暖房をとつて、そ
して空気をよごす、家庭暖房がですね。こうい
つたような場合には、それぞれの住民がそれによ
つて被害を受ける。ともに、みずからそういったよ
うな原因者になつてゐる。それからまた、自動車
に乗つて走る場合に、たとえば大原町におきまし
て、これは住民でございますが東京都民、都民に
限りませぬけれども、一般の不特定多数の住民と
申しますか、自動車を利用する人が自動車で走
る。そうすると、大原町にさしかつた場合は、
その人は自動車の排気ガスによって非常な被害を
受ける、その場所において。ところが、みずから
も自動車の排気ガスを発生せしめてゐる。被害者
の立場であり、加害者の立場である、というよう
な場合も考えられるわけでございますが、そう
いふたような場合に、加害者の立場にあるその加
害者としての行為ですね、そういったことをでき
るだけひとつ公害を少なからしめるために協力を
してもらふというふうなことが、この第六条の規
定だろうと思ひます。

○原田立君 ちよつと受け取りがたい御説明であ
ります。非常に端的な、わずかなことばで、住民
の責務といふことをここでうたつてあるわけだ
けれども、これは、えてして、今後公害発生の場合、
住民の側にも責任があるのだというふうな悪
用のほうに向かないように、これはぜひ考えても
らいたいと思ふのです。また、深い中身の問題等
については次の機会にいろいろとお伺ひしたいと
思ひます。

次に、法二十一条の二項であります。負担
の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業
者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法そ
の他その負担に必要事項については、別に
法律で定める。これは、公害を扱う場合に、こ
のところが一番大事な課題だと思ふんです。よ
その一番大きな課題をこの基本法ではっきりと
たわずに、別の法律で定めると、こういうのは、
この辺が今度の公害基本法が非常に力の弱いも
のじゃないかと、私こう思ふんです。実施の段階
になつたときに、また、この法をきめるのに非常
にもめることでありまして、技術的にも容易
ではないではないかと、こう思ふんです。今回の
法律案のときにこそ、きちんときめて入れるべき
ではなかつたか、このところをどういふふう
にお考えになつておられるのか、その点をお伺ひ
たい。

○政府委員(館林宣夫君) この公害基本法の構成
は、すべて総合的な基本方針を示したものでござ
いまして、個々のそれぞれの規定をこまかく規定
をするという方針をとつていないわけでございます
。この費用負担、公共の事業に対して事業者が
費用負担をさせるといふ事例につきましても、基
本的には公害防止のためのこういう事業に対して
は企業者に持たせるといつたてまえたところたい
ましたが、それを具体的に持たせるといふことは、こ
の第二項に書いてございまして、費用の範
囲、費用を負担させる事業者の範囲」というよう
な、個々の法律に規定すべき内容を特定いたしま
して、負担区分を明らかにし、また負担割合を明
確にするという必要があるわけでございます。こ
のような細部にわたつたことは、この基本法の
範疇よりは別個の単独法によつてきめる、こうい
うことでございます。その意味から別の法律に
譲つてあるわけでございます。

○原田立君 私は、いま局長が言われたようなこ
とは非常にいいまいではないかと、こう思ふん
です。実際に今度はこの法を具体的ににつくりあげ
いくとき、必ずいろいろな大きな問題が出てくる
と思ふんです。それは基本法だから総括的にやる
んだからと、こういうことで、ことばはおかしい
ですけれども、逃げるのは、この公害基本法自身
を弱めていくことになりはしないか、私は強くそ
の点を心配するんです。その点、十分含んでお

てもらいたいと思ふんです。
それから次に、二十四条の二項に中小企業への
助成が明記されたことは、公害対策をより効果的
にしたことになつて、たいへんけっこうなこと
であると思ふんですが、この「中小企業者に対す
る特別な配慮がなされなければならない」、こう
いふふうになつておりますが、具体的に一体ど
ういふことをさすんですか。金融の面である
か、あるいは税制上の措置とか、そういうふうな
こと等であろうと思ふんですが、内容等も御検討
になつたんだらうと思ふんですが、具体的に伺
ひたい。

○政府委員(館林宣夫君) 今日でも、すでに中小
企業に対しては金融上特段の措置が講ぜられてお
るところでございます。中小企業近代化促進法
に基づきます融資の対象といたしましては、公
害施設には中小企業は無利子の融資が通産省の手
によつて行なわれております。また、公害防止
事業団の貸し付けの利率におきましても、中小企
業者に対しては、大企業よりは利率を安く
いたしてあるわけでございます。そのようなこと
によりまして中小企業を今日は優遇するといふ方針
をとつておりますが、ただ、公害防止事業団の金
利は、そのような措置をとつておる今日といえど
も、なお高いわけでございます。今日の程度で
は、中小企業として公害防止施設をすることは
容易でないといふ事柄がございまして、今後と
も、もしもこの改正案の線で法案を御可決いた
さしますれば、特段に努力を今後ともいたしてま
いりつてもございまして。

会等でなさるのかどうか。先ほど向井委員からもちよっとその点質問がありましたけれども、所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) 先ほど先生が仰せられたように、この基本法の中で、すでに別に法律をつくらなければならないことをはっきりしておるものもございまして、基本法が制定されても、それを受けてその基本法のとりの施策が行なわれるように個々の法律がしっかり制定され、それがそのとおり実施されなければ、この基本法の役は出てこないわけになるわけでありまして、したがって、この基本法制定の趣旨にのっとって、既存のばい煙防止法あるいは水質保全法の改正もできるだけ早急に必要となるであろうと思っておりますし、また、すでにこの基本法の精神をくんで都市計画法の改正案は出ておりますし、また先ほど話がございましたように、通産省も立地規制の法案の検討をするというよりは、むしろかなり突っ込んだ研究をしておられますし、また、この法律に書いてございますように、費用負担の法律を別個にするということで、それを早急に政府としても検討したいと考えておりますし、また、救済制度につきましても、これはおそろくは法律規制を必要とするというようになるのではないかと考えますので、そういう法的な準備も早急にとりかかりたい、かように思っておりますし、また、環境基準も、とりあえずは、必ずしもこれは行政方針でございますから、法律を必要とするわけではございませんけれども、法律によって基本を明らかにする必要がある結果生ずれば、これまた法的な準備をいたしますし、また未規制の公害として、騒音につきましても、早急にこれは準備をいたしたいと思っております。

【委員長退席、理事柳岡秋夫君着席】
なお、今国会に海水の油による汚濁防止の法案、あるいは飛行場の周辺の騒音防止に関する新しい法律も今国会に提出した次第でございます。

○原田立君 具体的に御説明がありましたばい煙規制法あるいは水質保全法等は改正しなさいばい煙

ないだろう、あるいはまた騒音等に関しては新たに立法するとういうようなお話でありました。そのほか、先ほど申し上げたように、法律はたくさんあります。それでいろいろ改正に手をつけられるだろうと思っておりますけれども、これは各省でやることであって、厚生省がひとりやるわけではありませぬから、他の省はわからないと言えはそれまでですけれども、どういふようなものをどういふ法律で直ちに手をつけてやってほしいというううか、その点はどうでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) いまの段階で、どの法律をどのよう改正をお願いしたいというまでには立ち至っておりません。これは、今後環境基準がまずきめられまして、その環境基準を達成するために現行法ではどうしようもない、総合施策を考へて、どうしてもこういう法規制が必要である、あるいは従来の法律のこういふ点を改正する必要があるということがまず判明してくるわけでございますので、それに応じて、それに沿った改正をする点が一点でございます。そのほか、総合施策に関係のない救済というううこと、あるいは費用の負担といううう点につきましても、これは早急に私どもの手で検討してまいりたい、かように考えております。

○原田立君 他の省に頼む場合ですね。厚生省の意見——厚生省の意見というよりか、国民の健康保持という、そういう面に立ってのいろいろな意見等も言われるのではないかと思いますが、仰せになりますか。

○政府委員(館林宣夫君) 今後の公害対策の基本的な総合的な重要問題は、いずれも公害対策会議で審議される、検討されることになるわけでございます。当然に、その際にそういう問題も議題として検討せられるものと、かように思っております。

○原田立君 もう少しこまかにお聞きしたいんですが、一つの法を改正するときに、厚生省の意見を十分聞かねばならないというううな形にするの

か。あるいは、厚生省の意見等を用いることを義務化するとういうううな、そんなお考えはありますか。

○政府委員(館林宣夫君) 国民の健康を保持し、国民の健康に關連する生活環境を守ることにかきわめて關係の深い法律につきましても、当然に厚生省の意見を聞くことよりは、むしろ厚生大臣がやはりその所管の一端をになう必要もあるわけでございます。また、内容によりましては、關連するとういう程度でございすれば、厚生大臣は意見を述べる程度でよろしいものもございすますが、内容につきましても、必要に応じてそのううな措置をとってまいることが必要かと思っております。

○原田立君 必要とかなんとかではなしに、国民の健康保持という面で厚生省の意見をききとれななきやならぬとういうううな、義務化といひますかね、そういうことは考へてないかどうか。たいへん失礼な言ひ方を考へてないかどうか。た通産省と厚生省と異なる議論した場合に、いつ厚生省が負けるとう、こういふ話を聞いております。そんなことを考へていたんじや、いつまでたつても、基本法はできた、ただ実際実施法についで厚生省の意見が十分反映されない、いつも迷惑するのは国民ばかりだ、こういふことであつては相違ならぬと、こういふ心配の上から聞くわけなんです。過日、地方行政委員会、プロパンガス等の取り扱ひについて通産省で許可したのについては消防署のほうに届け出をしなければいけない、あるいは設置する等については必ず消防署の意見を十分聞かなきゃいけないとういうううな規定が入つたと記憶して居るんです。そういうううな意味合い等において、今後、先ほど申し上げたううな、法律はたくさんありますけれども、それらに厚生省の意見とういうものが十分に反映される、なおそれがきちつと順守されていく、こんなふうになつていかなければ、基本法それ自体無意味になつてくるんじやないか、こう考へるのでお聞きするのです。大臣の御所見、いかがですか。

○國務大臣(坊秀男君) 公害問題に關しまして厚生省が通産省に對して弱い、こういふたいへん同情ある、また激勵的なおことばをいただきまして、たいへん感謝をいたしております。

公害問題に關して厚生省の意見を聞かねばならぬとか聞くとかとういうことよりも、私は、今度の公害対策會議とういうものは、もっとこれは強いものだ、法律の上で厚生省の意見を聞くとか聞かねばならぬといふううなことも、公害対策會議におきまして、とにかくその公害の対策が論議をされるにあたりまして、意見を聞く聞かぬとかとういうことよりも、厚生大臣が個人的に力が弱いか強いか、これは別個の問題でございますけれども、私は決して、私は強いのだなとういうううな、そういうううな言ひ方は申しませぬけれども、要するに、その會議において厚生省としての主張を會議体において十分主張できるとういうことで、總理大臣がその會議の司會者であり、また、これを判断していくとういうことに相なつておるのでございすから、単に意見を聞くとか聞かねばならぬとかとういうことよりも、もっと私は強く主張ができる。ただ個人的に——厚生大臣は私だけのことじやない。將來どういふ方がなるか、その個人的に強いか弱いかとういうことは、これは別といたしまして、仕組みの上においては最も強く立場を主張できる、こういふことではなからうかと思ひます。

○向井長年君 閣連。
大臣ね。いま、總理大臣が中心になつて國防會議とういうのがあります。國防會議と同じくらいに今度のこの公害基本法に基づく公害の會議はあります。それぐらいの評価をしてよろしいですか。國防會議は、總理大臣が國防會議の議長になつて、それぞれの担当大臣が加わつていろいろこの計畫を立てて居ります。今度のこの公害基本法ができた中においてこの會議は、総理が議長になつてやるといふううな、そのくらの權威をもつてやる。しからば、それに対する主管大臣はあくまでも厚生大臣である、こうなつてま

いりますね。で、国防会議の場合には主管大臣は防衛庁長官でしよう。だから、そういうかっこうになれば、いま原田委員が言われたように、産業関係で非常に問題点がありますけれども、主管大臣としてやはり強く自信を持ってやらなきゃならぬという結果になってくると思うのですけれどもね。だから、弱いかんとかということよりも、強くなりなす、強くやります、これくらい自信を持ってやるのだ、こういう決意があつていいじゃないですか。別にそう何も遠慮しなくてもいいんですよ。いかがですか。

○国務大臣(坊秀男君) 現在たまたま私が厚生大臣をやつておる。で、この公害対策会議には関係の各省の大臣も出てくる。そこで私がどういふ立場をとるか申しますと、これはまさに被害者の立場を持つておる。で、被害者が公害を防止する、これはもう被害者といましては真一文字にそういう方向にいかなくない。ところが、ほかの大臣は、これは被害者の立場ではない。たとえば産業だとか、いろいろなものも持つておられる。ところが、しかし、産業の立場を持つておられる、生命がどうなるかと、それは産業さえ進んでいきやいんだ、こういう立場は国務大臣としては私はないと思つて。しかしながら、被害者擁護という立場は厚生大臣が持つておられます。少なくとも私は、厚生大臣といまして、被害者を保護する、公害を除去する、こういう立場で私は全力を尽くしてまいる、こういう覚悟でございます。

○原田立君 現実の多岐にわたる公害状況は、もはや事業者責任を明確にしない限り、公害は防止できない。衆議院の附帯決議で、政府は前進的に制度の整備をはかること等が要望されておりますが、具体的に事業者の責任をどの程度まで考えておられるのですか。精神規定とか、宣言だけでなく、實際論で示してもらいたい。

○政府委員(館林宣夫君) まず第一に、公害を出さない、公害の発生源を出さないような責任は第一の重要な責務でありまして、これにつきましては、今日でも大気汚染と水の汚染に関しましては排出の規制の整備の規定があるわけでございませぬ。そのほか、今後におきましては、設置に關して規制をするというようなことによりまして事業者に対して義務を課していく。そういうことのほかに、費用の負担に關しては、先ほどお話がございましたように、公共的な事業に對しては一定の割合の費用を持たなければならぬというような規定をこれから設けていくわけでありませぬ。また今後は、救済の制度の中において、発生源となり得る事業者がやはり救済のための費用の相当な部分を負担するというような——制度の確実なところは、これはまだ検討する必要がありますけれども、おそらくはそういう方向で検討されるようになるだらうと思われるわけでございませぬ。

○加藤シヅエ君 ちよつと関連して。いまの局長の御答弁に關連いたしまして、私は資料をお願いしたのでございませぬ。それは、四日市の大気汚染の状況につきまして、詳しく、どういふような会社がどういふような設備をそこでして、そして何年間ぐらいの間でどういふような大気汚染をしたかというふうな、そういうこと、そのほかもう一つは、京葉臨海工業地帯、これは、国立図書館が出した公害問題に關する資料の中に言われておられますところは、いま臨海地帯のたいへん大規模な埋め立てをやつておられる、ここでいろいろたいへん大きなコンビナートを中心とする鉄鋼、石油精製、電力などの工場が將來できるというふうなことが書いてあるのでもございませぬ。もしこれらの大きな工場が操業に入りますと、そして、この地域が完成した場合の大気汚染の公害は非常に大きな規模になるであらうというものが予想されておられる。それで、ここに出ている数字は、規模の大きいこれは四日市の三倍、それから亜硫酸ガスの発生予測というふうなことを見ましても四日市の六倍というふうなことが予想されている。こういうことを、具体的に

おわかりになつていらつしやる程度で資料として提出していただきたいのでございませぬ。それからもう一つ、京都市、これはまだあまり大気が現在のところは汚染されていないけれども、こういう盆地というふうな地形のために、將來ここで大気が汚染した場合に、これまたちよつと、ほかと違つたような大気汚染が起るであらう、こういうふうなことが言われておりますので、それがどういふような形であらわれ、公害がここで起るであらうということが予測されるか、そういうふうなことの資料もひとつつくつていただきたい。

それから、産業公害の元祖みたいな言われております浦安事件、これは、局長が御存じの範囲で、どんなふうな発生して、どんなふうな処理されたか、もしいまおわかりでしたら、それを答弁していただきたい。おわかりでなかつたら、資料として提出していただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 前段の四日市、京葉地帯の産業側の公害防止施設の実態並びにそれらの施設から発生する大気汚染の状況に關しましては、資料がございませぬので提出いたします。それから、京都の盆地のような地形の今後の公害の推移に關する調査もございませぬので、提出いたします。それから最後の浦安事件は、これは水の汚濁の問題でございまして、ちよつと私承知いたしておりませぬ。おそらくは、経済企画庁か、農林省、通産省というふうな、これは漁業に關連する問題でございませぬので、そちらの關連の官庁が御承知かと思つておられます。

○加藤シヅエ君 それでは委員長、それぞれの官庁に、それぞれ資料を請求していただきたいと思つておられます。

○原田立君 日本は、国土等からいって非常に地域も狭いし、また、その狭い地域に人口が約一億というふうな大ぜいの人がおられますし、また太平洋岸にずっと人口が集まつておる、こういう形成のときに、すなわち人口が過密であり、不備な地

域計画の上に、狭くて防音、耐震の構造を持たぬ住宅に住む、これが日本の住生活の特殊事情だらうと思つておられます。国民の健康と生活を守るための規制、基準は、外国に比べて、むしろ厳格でなければバランスがとれない。日本の場合においては、むしろ外国よりも厳格でなければならぬ、こう私は思つておられます。ところで、今回の法は基本法であります、この精神がゆるやかにされておるのではないかと非常に心配するわけですが、こういうふうなゆるやかな点があつては、これはとんでもない限りであります。その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) 私どもは、今後の日本の発展の方向は、おそらく公害を非常に発生する源たる重化学工業がより一そう発展する、発生するに違いない、それは、すでに二十年後のわが国の将来の予測ということが各方面で言われておる内容からも、わかるわけでありまして、その予測も、すでに今日の状況から推論して想像すればどの程度か、かなりな確からしさで推定できるわけでありませぬ。これらの産業の発達する地域は、必ずしも日本国土どこでもいふということではなくて、産業には産業それぞれの立地条件があるわけでありまして、不幸にして、その立地条件のいい場所が日本の住宅とする場所でもあるわけでありまして、この狭い国土で世界有数の工業を発達さしていく日本の将来としては、この調整をはかることは容易なことでは実はないと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。

○政府委員(館林宣夫君) 私どもは、今後の日本の発展の方向は、おそらく公害を非常に発生する源たる重化学工業がより一そう発展する、発生するに違いない、それは、すでに二十年後のわが国の将来の予測ということが各方面で言われておる内容からも、わかるわけでありまして、その予測も、すでに今日の状況から推論して想像すればどの程度か、かなりな確からしさで推定できるわけでありませぬ。これらの産業の発達する地域は、必ずしも日本国土どこでもいふということではなくて、産業には産業それぞれの立地条件があるわけでありまして、不幸にして、その立地条件のいい場所が日本の住宅とする場所でもあるわけでありまして、この狭い国土で世界有数の工業を発達さしていく日本の将来としては、この調整をはかることは容易なことでは実はないと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。よほど決意をしっかりと私どもも考へておられます。

おきますスモッグ警報というふうなもの、かなり高い水準の場合に初めて規制が行なわれるという状況でございます。今日私も東京でとりつつある、わが国のばい煙防止法の指定地域でとりつつある基準から考えると、はるかに汚染がひどい状況でようやく発動されるという状況でございます。私どもがいま念願しております環境の基準というものは、相当それらに比べればよろしい状況を頭に描いて進んでいるつもりでおるわけでありまして、御指摘のような心配のないように努力をしております。

〔理事柳岡秋夫君退席、委員長着席〕

○原田立君 これはまた具体的な問題等になるのですが、第三条、第四条、第五条と、ずっと関係することありますが、たまたま都市から隔絶した地点に建設された工場の周辺に新たに住宅街が開発された、そのときに起きた工場公害等については、都市計画あるいは都市行政の側も、無統制なその責任を免れることはできないのじゃないかと思っております。あらかじめ工場と協議し、十分な対策を講ずることを怠った無計画の責任というものは、これは当局にあるのじゃないか。こう思うのですが、この場合、事業者の責務、国の責務、地方公共団体の責務、それは一体どういふふうになりますか。

○政府委員(館林宣夫君) 公害対策の大きな柱といたしまして、個々の事業者が排出の規制のために相当な装置をするということにあるわけですが、それだけではどうにもならず、都市計画なり、何か工場の立地を考えるというふうなことにやらなければ解決しないものも相当あるわけです。今日、公害がひどい地域が生じたことの原因の一つに、いま少し前からそういう土地利用なり立地なりということを配慮しておいたらこのようにはならなかったと思われ事例もあるわけでございます。それには、わが国の公害に対する認識が不十分であって、公害の進展が非常に急速にまいったという点もございまして、結果的には、施策必ずしもよろしきを得たわけではない

という事例があるわけでございます。その点は、今後その轍を踏まないように事前に十分配慮してまいらねばならないか、かように考えております。

○原田立君 その事前の問題になると、第九条の第三項、「第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」と、こういう規定が入っていて、事前の調査等がなされる。この点については、確かに適宜な法の挿入であったと、こう私は思うわけですが、これも、先ほどから何度も言っているように、精神規定であるとか、あるいは宣言であるというふうなことになるか、これは何にもならない。具体的に実施法として、どういふことをお考えになっておられるか。

○政府委員(館林宣夫君) すでに数年来、この問題につきましては、厚生省と通産省と両省で協議をして、公害が起らない配慮の指導をいたしておるわけがあります。すなわち、工業特別都市、新産都市というふうなところが、いよいよ具体的に工場を誘致しようというときには、まず現状を十分調査いたしまして、今日の程度によれておるか、それからどういふ種類の工場が来る予定であるか、どこへ来る予定であるかということによりまして、気象条件、排出の濃度等を考える。場合によれば、飛行機を飛ばし、風洞実験をし、という詳細な調査をしまして、これならだいたいというふうな詳細な計画を設定いたしましてその地元地方公共団体を指導する。その結果、もうこれ以上このままで開発しては危険であるというふうなことは、その旨を十分警告するということもなすべき措置を最近講じておるわけでありまして、従来は必ずしもそれが十分でなかったことを先ほど申し上げましたけれども、今日では、両者ともに相当な予算をとりましてその調査をいたし、指導をいたしておるわけでございます。

○原田立君 その研究機関というものは、たとえば工業科学院とか何とかというふうなものをおつくりになってやられるのか、あるいは既設の大学の教授等やなにかに委嘱してなさるのか、その方法もおありだろうと思いますが、それはどういふことですか。

○政府委員(館林宣夫君) ほとんどの場合が、専門の先生の特別班をつくりまして、それによって調査をいたしております。

○原田立君 公害が発生した場合に、いろいろとそれを相談する、あるいはまた公害に関する特別な立法措置等も講じていかなければならない、そういうときに、この法律のほうでは、二十五条のところに公害対策会議、あるいは中央公害対策審議会、地方公害対策審議会等々が定められておりますが、もっと末端にいった場合に、その地域の住民の代表を入れるとか、学識経験者が入っているようにしたいと思いますが、そういう地域の住民の代表を入れるというふうなことをして、そして関係者の意思疎通をはかる組織が確立されるような、そんなふうにしていかないか、まずまず今の後の公害は混乱していくのではないかと、こう思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) いままで公害のいろいろのトラブルの中に、その地域の方々が理屈以上に公害に対して心配になられるというところで工場誘致がだめになったという事例が現にございまして。その意味合いから、地域の住民の方々が十分納得した上でなければ今後の新しい重化学工業地帯を開発するということは非常にむずかしい事態が起ってまいっております。今後、地方におきましてそのような一大開発計画というふうなものを立てる場合に、十分地域の住民の方々の意見が反映するような、そういう方々の御意見を取り上げられるような機構によって総合計画を立てるといふことが必要でございまして、そのために、衆議院の修正によりまして、地方公害対策審議会というものが設けられることになったわけでございますが、その審議会の構成等に際しまして、これらの配慮は必要であらうかと思つて次第でございます。

○原田立君 公害の中で、大気汚染あるいは水質汚濁というのが、たいへん多くの人に関係することでありまして、自動車による排気ガス、これらについて、この公害の責任をその発生者である自動車側が負担するというのは、これはまあ当然なことであらうと思つて、その車を實際使っている使用者、あるいは車を造る製作者、あるいはその環境整備等をやっていく地方自治体等々の、この関係でありますけれども、その責任は一体どういふふうになっていくのか。「必要な措置」云々と言っておりますが、どういふふうに規定していくのか。まず自動車関係で……。

○説明員(景山久君) いま御質問の自動車の排気ガスによりまして大気汚染の防止の件でございますが、運輸省といたしましては、自動車から出ます排気ガス、これがなるべくきれいな状態であるようにということで、昨年の七月に自動車排気ガス試験方法を定めまして、これに基づきまして試験を実施いたしております。排気ガス中の一酸化炭素につきまして、昨年の九月から、新しいタイプの車、いわゆる新車につきましては昨年の九月から規制をいたしております。そしてまた、在来の型式でそのまま引き続き製造いたします車、これにつきましては、本年九月までに全部きれいな状態になりますように改造をさせまして、本年の九月からの新車につきましては全部規制に適合するような状態で供給販売される、そういうふうな考えでおる次第でございます。この自動車のそのものほか、あといろいろ、それを使います上におきまして、道路関係、その他あるかと思つて、これは私もその所管でございまして、それらのほうから御答弁いただきたいと思つております。

○政府委員(館林宣夫君) 自動車の排気ガスの問題は、ほとんど主として人体に対する影響でございます。ですから、総合的に便宜私のはうからお答え申し上げます。自動車の排気ガスによる人体への障害を減らす手段は、自動車の構造を変えることのみではないわけですが、自動車の構造を変えることにも相当問題がございまして、これは運輸省のほうからお答えになられる範疇かと思つて

すけれども、世界的に見ましても、また技術開発の途上にあると申してもいいかと思ひます。アメリカ自身が、まだ確定的な決定版となつておるような防止装置があるとは私も思つておりません。ましてや、ヨーロッパ、わが国におきまして、ようやく開発し始めたところでごいまして、したがひまして、その程度のもので必ず自動車につけさせる、そしてまた新しいものが改良になったら、またそれを強制的につけさせるといふようなことは非常にむずかしい問題でございまして、一方においてそういうむずかしい問題があるといふことと、いま一つは、むしろわが国の特徴は、道路事情にある。立体交差がどうしてできておらぬ。立体交差が十分できれば、排気ガスの問題はある程度解決するといふような、そちらの面の改善の必要もあるわけでごいまして、自動車の排気ガスの問題は、それらを総合して、国として今後研究して考えていきたい、かように私も考へておる次第でございまして。

○原田立君 この自動車の排気ガスのことですけれども、去年でしたか、一つの装置を取りつけたらたいへんいいと、東京都庁なんかでそれをつけて、これは非常にいいんじゃないか、まあこういうふうな意見等が新聞等にも出ましたし、当委員会でも発表がありました。ところが、ことしになつてから、あれはあまり効果がないんだというふうなふうな意見が変わつてきました。たいへん残念に思ふんです。実際その効果がないものであるならば、これはいたしかたありませんけれども、例として申し上げるのはたいへんちよつとおかしいんですが、環七の付近にいる住民が、うがいをした、マスクをした、そういうふうによつて自衛手段を講じた、こういうことが言われておりました。そうしたら、厚生政務次官ですか、新聞に発表になった、あんなことやつたつためであります。まさしく暴露みたいな否定的なことば等がございまして、非常に地域の人々も失望したといふことばあります。それで、この自動車の排気ガス等について、それを、有害から少なくとも無害に

して行く開発です、これは、現状は一体どうなつて居るのか、環境衛生局長は、まだあまり開発されてないんだというふうな話でありましたけれども、専門的な立場から……。

○説明員(景山久君) ただいま御質問のございまして、排気ガスをきれいにする装置の件でございまして、いろいろな考え方のものがあるが、いま研究あるいは試験的に使用されております。お話のございまして、東京府でやつて居るといふような件につきましても、私どものほうでも役所の車に何台かつかましても、いろいろなものも、試験と申しますか、やつておられますが、これは、使ひ方とか、あるいはその車との相性と申しますか、この辺のところにかかりの問題がございまして、十分な成果が必ずしも得られないで、少し使つておられますと効果がすぐ下がるというふうなケースも、これはまあ、使ひ方いろいろございまして、一がいには申し上げられませんが、そういうふうな場合もかなりございまして。したがひまして、この問題につきましても、相当な研究開発を要する、こういうふうな考へておられて、私どものほうでも、この七月十日に設置法の改正を御審議いたして成立させていたございましたので、研究所のほうに交通公害部という部を設置いたしまして、目下こういう問題につきましても鋭意研究中でございまして。

○原田立君 先ほど総理大臣にもちよつとお伺ひした点だったので、例の痛い痛い病等、これが公害と認定されるまでに相当の期間を要している。これは戦前の問題で、いまになつてもまだまだ解決してない。今後、もしいろいろな問題が起きると、そういうふうな公害という認定がおくられる事例が数多く出るんじゃないか、この点実は心配するわけですね。痛い痛い病の患者も、二十数年間、骨はやわらかくなり、ぼきぼきと折れる、そういうふうなことでたいへん苦しんでおられる。一体こういう人たちの救済措置はどうするのか。全然なされてない。公害と認定されてないからやらないうといふようなことなんです、こういう公害に

対する責任の所在をできるだけ早くかつ公正に判定して、これらの問題を適正迅速に解決するため、この公的機関の存在があることが非常に望ましいと、こう考へるわけですね。それと同時に、その損害賠償、あるいはまた救済措置等について、公害と認定されない以前においても救済措置等を行なわれなげやならないのじゃないか、人道的に言つても、そういうことについて、環境衛生局長、どういふふうにお考へですか。二つ質問しているのですけれども……。

○政府委員(館林宣夫君) 全国各地には、公害かもしれないといふような患者が発生する事例が今後とも出てくると思ひます。そういう者を積極的にさがし出す、あるいは患者側の苦情を受け付けて調査に当たるといふようなことを今後一つのルートに乗せてやる必要がある、その点は御指摘のとおりでございまして、今日は、多くの場合、地方衛生部局が、地方の衛生研究所等の力を借りて、場合によりましては、その地の大学あるいは研究機関の御協力を得て調査をする、その調査がむずかしくなつた場合には国の協力を求める。その場合に、厚生省が直接、あるいはそれぞれ大学研究機関の専門家を委嘱して調査に当たるといふことをいままでやつておるわけでございます。今後、基本的にはその方針でまいりたい、かように思つておるわけでございます。すなわち、総括的には国はできるだけめんどうを見ていきたい。地方で解決するものはもちろん地方で解決していただきますけれども、地方で解決のむずかしいものは国みずから調査に当たっていき

たい、かように思つております。

問題は、こういう調査にあつたて、まだ公害であるかどうか明らかでないような患者の方々の救済をどうするかという問題の御質問でございまして、痛い痛い病を例にとりまして、あれは長い間、栄養失調である、非常な栄養のない、たんぱく質やカルシウムの非常に少ない食物をとつておつたために起こつたのである、ということが言われておつたわけでありまして。そのような方々に対して

て救済するのにかしんのか、公害という疑いが持たれたら、とたんに国なり地方公共団体が特に救済を厚くするのかがどうか、それは、筋道からいふと非常におかしいことになるわけでありまして。公害の発生源がわからないが、どうも公害らしいといふことがわかつただけで特に救済の手厚いことをするんだという筋書きは出てこないわけでありまして、地方にはいろいろ地方病がある、あるいは個人の責任においてうまくやつてない、たとえば栄養失調のような病気もある、そういうものを、おしなべて国は救済制度として何を考へるかといふことでは生活保護法があるわけでありまして、それ以上には何か特殊の救済を病人に考へていくといふことは、新しい制度の制定になるわけでございますので、この段階でそれをどうするかといふことは申し上げかねるわけでございます。ただ、これが公害、ほとんど公害に間違いのないといふことになりますると、公害であれば、当然に公害の発生源が責任を負うべきものである。それに対して、違法行為によつて障害を起しておれば賠償しなければならぬ、こういうことではございまして、それがたまたま、原因者がはつきり因果関係がつかめないといふだけのために、そのまま放置されるということであれば、これに対して何らかの救済の措置も国なり地方公共団体があつては検討したらいかがやうか、こういうことが出てくるわけでございます。その考へ方から、最近、国としても医療費の一部を研究費の形で持つ、あるいは地方公共団体が患者の医療費の自己負担を持つという制度がようやく確立され始めてきておるわけでございます。ただいま私が申し上げましたような考へ方、今後ともこれは整備をしてまいるべきもの、かように考へております。

○原田立君 公害対策は、ほとんどの場合、将来の配慮よりも、過去への対策であるといふのが現実であります。過去の公害の発生事実の背後には、入り組んだ責任所在の問題があるために、結

局取り残されるのが住民だということになりません。ゆえに、過去に対する対策と、将来への計画、これを混同してはならない、こういうふうな思われ方があります。法の中に、公害防止計画が第二章の第四節で定められておりますが、この防止計画というのは、ある特定の地域に立てられるのか、あるいは全国的に計画されるのか、一体その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) この公害防止計画と申しますのは、十八条の公害防止計画と申しますのは、かなり具体性を持った計画でございます。公害防止政策ではなくて、公害防止の具体計画でございます。したがって、特定の地域に対して行なうわけでございまして、公害の特にひどい地域——ここに書いてございすように、一と二と区分けをいたしまして明記いたしました。特別の場合に限って国が特に指定をして——指定という指定行為をするわけではないのですが、特に選びまして公害防止計画を立てる、そしてその線に沿って地元の知事に具体計画を立てさせる、こういうようにいたしましたわけでございます。

○原田立君 最後に、何度もいままで申し上げてまいりましたが、被害者に対する救済、損害補償についても、責任ある手段が明文化されていないのでありますが、これでは、救済の遅延、不完全、不履行等を黙視することになる。これは非常に重要な問題であると思っております。第五節の中に、今回は二十一一条の二項等に相当すると思っておりますが、これだけのことで、被害を受けた、公害を受けた住民の側にとっては、まことに片手落ちな、中途半端な——こんな感じを非常に強く持つわけです。基本法だからしようがないのだと言えはそれっきりなんです、もっとこれは具体性を帯びて入れなければならなかったのではないかと、こう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) その点は、お説のとおりだと私は思います。公害に現にかかっておる人の救済ということも、公害対策の中では大きな部

分である。現に四日市で被害を受けている人、あるいは水俣病、阿賀野川の下流の水銀中毒というように、現に苦しんでおる人々の救済制度というのは、先ほど申し上げましたように確立してない。これは、制度として何らかの救済措置を講ずべきであるという事は私も痛感いたしております。大臣からも、前々から具体的に十分検討するようにということをおっしゃっておりますが、さて、この具体策を考へることになりますと、なかなか、当面これがその制度に当たるものではないという事ははっきり申し上げる段階になっていないわけでございます。ここに、今回の修正によりまして入りましてこの苦情を処理するとか、何かそういうような苦情処理、あるいは調停という部分については、かなり具体的に構想が浮かぶわけでございますが、被害を受けた人々の賠償にかわるべき何か生活の補給金を与えるとか、医療費を出していくという、その生活の補給金なり見舞い金なり生業資金なり考へていくという、そこまでは出てくるわけでございますが、それでは、そのような金を、どのような形で、だれに負担をさせて集めるかという具体案になりますと、これは今後この基本法の基本精神を体して私どもとしては検討してまいりたい、早急に考へてまいりたいということでございます。この段階で、その制度はこれだということをおっしゃるわけでございます。

先ほど、これに対しては基金のような制度はどうかというお話でございました。現に、ほかの法律にはそういう制度が設けられてあるわけでございます。私どもとしても、それは一つの考への中に置きまして検討してまいりたい、かように思っております。

○原田立君 最後に要望をしておきたいと思っておりますが、これは何度も言われておる問題ですが、厚生省はひとつ国民の側に立って強力な意見等を述べていってほしいと思っております。先ほど、大臣がいるところで通産省には弱いというふうなことをちょっと申し上げましたけれども、失礼で

あつたかとは思いますが、現実にはそういう声が非常に多い。また当委員会においての御答弁も、ただ政治的な配慮ばかりのものではなしに、もっと国民をあたたく見る目において、しっかりと研究されたもの、答弁等であつてほしいと強く要望しておきます。

○委員長(松澤兼人君) 石井君。

○石井桂君 いままで各委員からいろいろ御質問がありましたので、重複しない程度で簡単に質問を申し上げます。

この法律案の定義ですが、公害の対象になるものについて私は具体的に質問いたしますから、それがなぜ公害にならないかということをおまますお伺いいたします。

ある中小都市のじんあい焼却場のわきを通りますと、日常ひどい刺激性なガスが出てくること、わが痛くて、目が痛くて、のどが痛い。それが東京の近郊の都市にあるわけです。夜行っても昼行っても、じんあい焼却場から、のどを刺激し、せきが出るような、くさいホルマリンのようなにおいが出る、これはだれも近所の人が訴えないから、放てきされておりますが、私は明らかに、こういうものは公害だと思つて、まずそれをお尋ねします。

○政府委員(館林宣夫君) お尋ねの事例は、においの点では悪臭に該当すると思つて、刺激的な何ものかがあるということは大気汚染でもあるというところで、今回の定義に必ずしもはずれておるとは私は思いません。ただ、この公害基本法の施策の対象としてとらえておりますものは、一定の広がりがあるものでございまして、そのじんあい焼却場は非常に小さなものでございまして、それに隣接する家は二軒か三軒であるというふうな場合でございまして、その発生源者たるたつた一カ所のじんあい焼却場対二軒か三軒の人間の争いでございまして、必ずしも公害基本法の公共事業でございまして、必ずしも公害基本法の公共事業とか国の施策というものをもち出さなくても、国

ところが、それが大きなものになりまして、近所の多数の住民が困るといふような事態が起つてまいりますと、国の施策、あるいは地方の施策としてこれを取り上げる必要が起るかもしれない。したがって、種類としてはこの法律の定義に入つておられますけれども、はたして施策でこれがたりと当たるかどうかは、その事例によつて異なるわけでございます。

○石井桂君 この件につきましては、いま同席していらつしやる課長さんに一応お伺いしたことがあるのですが、人口、あるいは十万人以上の都市なんですが、その郊外でじんあいを焼くということ、何かからそういう原因が出るかということをお伺いしたときに、このごろポリエチレンの袋がずいぶん出ていますね。あれが一緒にごみとともに入ってくるのですよ、こういうことです。そうすると、私はごみ焼く場だけ焼くだけでなくて、最近発展して埋め立てに使うとか、そういう方法はあるはずだと思つて、そういうことを小さなうちに主務官庁で指導することこそ公害防止になるので、いま人間が少なくて、交通をさしている人が気がついて言ってくる人が少ないと、こういうことで放てきしたんじや、指導性がちつともないと思つた。公害防止の基本対策としては、人に言われないと発動しないようなことじゃ困る。で、そういうことはどうなのか。これは、この間もちょっと課長さんにお話ししたから、局長さんがわからなければ、課長さんに……。

○政府委員(館林宣夫君) 私が申し上げましたのは、対策としてこの基本法に盛り込んでおる各種の規定とか何とかというものを申上げたわけでありまして、それでは、この定義に乗らなかつたものについて行政当局が何もしないかという、別にそれは何も関係がないことではないかと、御指摘のように、行政庁が十分指導する必要がある、かように思います。お説のような、ごみは必ずしも焼くことだけがいいわけではござ

いせん、確かにポリエチレンのようなものがだんだんふえてまいりますと、これを焼いた場合に刺激的なガスが出てまいるわけでございます。最近、お説のように、高圧を加えてプレスいたしましたして、海の底に沈めるといふような案が考案されつづいておるわけでございます。十分それらのことは考慮してまいりたいと思ひます。

○石井桂君 それでは、非常にとつびな話ですが、昨年、わずかばかりの庭ですが、アメリカカンロヒトリが非常に増えまして、桜の木、ツバキの木、カキの木、木木、広葉樹が、うちの庭全部アメリカカンロヒトリにやられちゃったわけですよ。そこで、市役所に話しても、いまずぐじや消毒はできないというので、やむを得ず私は植木屋をつれて来て、コンプレッサをかけて、一年に三度ぐらいやりましたか、そして、ことしも一回やりまして、ようやく退治しましたが、これはその原因者がだれだかわかりませんけれど、アメリカカンロヒトリの害なんというのは、パケツに二、三ばい出るので、私のようにならばば庭でも。そういうものは、やっぱり公害だと思ひますがね。これは公害対策の対象にならぬですか。

○政府委員(館林宣夫君) 何か、アメリカカンロヒトリを利用する会社がありまして、それで何かアメリカカンロヒトリの体から出した体液でも取って、それで香水でもつくるといふような作業がありまして、その飛ばちりり、近所でアメリカカンロヒトリが広がったというふうなこともございませう、すなわち、人為的な原因によりまして起こりました書でございまして、公害という考へ方も出てまいりますけれども、今日わが国でアメリカカンロヒトリが広がっておりますのは、もとはと言へば、どこかの国から特殊な事例で入ったことではございませう、その後の広がりは、これは天然自然の天敵みたいなものでございませう、これはちよつと公害としては、別にそういう範囲で扱わないわけでございます。しかし、公害という範囲にならないからといって、別に行政当

局は努力をしないということとは別の問題でございます、今日アメリカカンロヒトリの対策というのは、農林省が一生涯懸命に各省の協力を求めて、全国的にそのキャンペーンを展開いたしておるところでございます、これは各省これに協力するところでございます、いま対策を実施いたしておるところでございます。

○加藤シヅエ君 ちよつと関連。いまの質問、たいへんおもしろい質問だと思ひますが、この質問は、あのアメリカカンロヒトリが出たというところで、局長は、これを公害の範囲に入れるかどうかということ、たいへんおもしろい答弁をなさったと思ひますが、私が聞いておきますところでは、あれはやはり公害の一種として考えてもよろしいのじやないかと思ひます。それは、ああいうような害虫が、あんなにえらい勢いで発生するというのは、日本の植林政策と申しますか、一つの種類の木ばかりをたくさん植えるというところは、一つの種類の害虫を非常に大量に短い期間にふやす原因をつくる。もし指導がよろしきを得て、雑木林のようなものをつくって植林しておけば、そういうような害虫を避けることができる。こういうようなことを植物関係の学者が言っているのを私聞いていますのでございませう。ですから、そういうようなところは、やはりこれはおたくの関係にございませう、農林省だろうと思ひますけれども、そういうような行政指導というものがもつと早く研究されてなされなくちゃいけなかつた。それが少しもなされていなくて放任されているから、これからだんだんまたああいうのがふえていくのじやないか。これをほうっておけば、いつでもふえて、みんなが困るのじやないか、こういうふうにおもひますから、いまの御質問の、ああいうものを公害として考えるべきだという質問を、もう少しよく検討なさる必要があるのじやないかと思ひます。

○政府委員(館林宣夫君) 今回、この公害基本法の対象としたしまして一括して施策を立ててやりたいというものは、環境基準をつくるのか、排出

規制をするとか、工場の立地なり土地利用の計画を立てるといふような施策によって解決できるような公害を対象としておるわけでありまして、アメリカカンロヒトリの環境基準と言つてみたところ、これはどうしようもないわけでありまして、アメリカカンロヒトリはあれは公害だと言つてみたところで、別に、この公害基本法にはあまり関係のない問題でございまして、むしろ、別のことばで何とか害には違ひないのですが、ちよつとネズミがはびこるようなものとあまり変わりがない。要するに、人間の生活環境を非常に悪くおかすものでございまして、これはこの基本法の公害としてございまして、これは努力しないというふうなことでございませう、これはゆゆしきことでございますが、別にこの定義に入らなくても、政府としては非常に重要な問題として取り上げて努力をすべきものと思ひます。

○石井桂君 加藤委員の後援で、私の質問は目的を達せられるかと思つたら、同情なく局長に切り離されてしまつて、まことに遺憾であります。それでは伺ひますがね。加害者がない場合に公害にならないのなら、この第二条に書いてある地盤の沈下の問題は、公害、つまり、加害者があつた場合も、あるいはない場合も、地盤沈下はあります、地質的に言へば、そういうものに關しては、これは対象にならないのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 自然の地盤変動によりまして地盤が沈下するものは公害ではございませう。人為的な原因によりまして、地下水を取るとか、地下からガスを取るとか、そういう人間の活動によつて起こつた現象だけをとりえて公害といつたしております。

○政府委員(館林宣夫君) 私も地盤沈下のことはあまり詳しく存じませぬけれども、今日ある地帯に工業用水道が引かれておられます。工業用水道が引かれるゆえんのもの、一部別のものもないわけではございませぬが、地下水の汲み上げをやめさせる意味合いがございまして工業用水道を引きつうことになつておりました、その意味合いから、あの地盤沈下は人為的に地下水を汲み上げることによる影響が相当あるものと思ひわけでございます。ただ、海岸地区でございまして、天然自然の地盤沈下は私は存じませぬけれども、あるかも知れませぬ。

○石井桂君 それでは、方面を変えて、尼崎が工場地帯でどんどんもぐつていまして、昔の煙突が海の中にみんな移つていましてしまつていまして、そういうところは、初めは地下水を汲み上げたから公害だつたらうけれども、いまその沈下がとまつている分には……伺つておくんですが、尼崎の地盤沈下は公害ですか、公害じやないですか。困らせているんじゃないから、知らなければ知らないと言つてくれていいんです。

○政府委員(館林宣夫君) 地下水汲み上げの規制を、地区によつていたしておるわけでございます、お話の尼崎地区は規制区域になつておると存じますので、したがひまして、尼崎地区における沈下は人為的な原因に基づく沈下と思つております。

○石井桂君 いまの答弁でやや納得できるんですが、必ずしも工場が水を吸い上げたからのみの原因ではないと思ひます。なぜならば、どんどん吸い上げているときも沈下しているけれども、スビードは違つても、その後も幾らかつ沈下してしまつているといふ場合には、それが公害か公害でないかの判定はむずかしいだろつと思ひます。だから、まあこの問題を、この法律が通つたときに施行する参考になればと思つて質問したんですが、ついでにもう一つ、新潟の市がどんどん地盤が沈下している。あれは確かにガスを取るための公害

て、政府としても努力しなければなりませんし、それだけの市町村も努力をしていただく必要があるわけでありませう。ところが、この問題は、実際上はややむずかしい問題を含んでおりますので、困るのは下流でございます。ちょうど、淀川をよごすのは京都でございます。被害を受けるのは、それから水をとおる大阪であります。そういう点で利害が一致しないということで、上流の努力の程度が、どうも下流の意欲、希望と必ずしもマッチしないということで、その意味合いから、京都の下水に対しては国が特段の補助率を上げて、その促進をはかっておるわけでございます。その意味合いから、やはり特にこういう公害に影響のあるような地域に対しては、特別の下水道のような、広域の下水道のようなものをつくりまして、それを促進してまいらうというふうなことをする必要があるのでございます。で、これに關しまする条文は、今度改正になりました前の政府の提案いたしました第十一条、今度の第十二条に、「下水道その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。」と書いてございます。

○委員長(松澤兼人君) 木村君。

○木村陸男君 地盤沈下で先ほどお話がありましたので、一つだけ聞きたいのは、人工による地盤沈下は本法の適用を受ける公害だと、こういうことなんですか。そうすると、自然現象と人工とをコンビンして地盤沈下した場合に、ちよつとでもそこに人工的な原因があれば、それを本法の対象の地盤沈下と見るかどうかという問題ですね、あるいは人工と自然の度合いによって、どこかで線を引く考え方なのかというところが一点。

それからもう一つは、今度は、その公害の対策としていろいろ国なり地方公共団体なりが施策をする場合に、その度合いによって、施策の度合いに濃淡があるかどうか、この二点をちよつとお聞きしたい。

○政府委員(館林宣夫君) その問題につきまして、経済企画庁に地盤沈下対策審議会がござい

す。その審議会の御意見を反映してきめてまいりたいと思ひます。

○木村陸男君 それはそれでいいのですがね。企画庁のその判断が、この地盤沈下は両方の原因だという判断が出た場合には、どうするのですか。

○政府委員(館林宣夫君) その場合には、この法律に基づく公害の対象として考えていくのが当然かと思ひます。

○木村陸男君 じゃ、結論として、ちよつとでも人工が作用しておるといふことになれば本法の対象になると、こう考えていいわけですね。

○政府委員(館林宣夫君) そのちよつとの程度でございませうけれども、そういう影響があるといふことがわかれば、当然にこの法律の対象として考えていくことは妥当かと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 委員の異動について御報告いたしました。

本日、林塩君が委員を辞任され、その補欠として山高しげり君が選任されました。

午後七時八分休憩

午後九時二十分開会

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を再開いたします。

公害対策基本法案(閣法第二二八号)を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表して、公害対策基本法案について反対の討論をいたしたいと思います。

反対理由の第一は、公害対策の基本的な姿勢に非常なあいまいさがあることであります。

公害審議会の答申を無視して、経済の健全な発展との調和をはかるということがつけ加えられたことは、明らかに政府の産業優先の基本的な性格を表明しているものと思つております。公害の問題というものは、今日、経済発展をあまりにも重視を過ぎたことから生じているのであつて、したがつて、基本法の中では、国民の健康、生命と

いうものを公害から守るという、そのことだけを明確にすべきものであらうと私は思つております。したがつて、その基本姿勢は、人権尊重、国民の健康を確保するといふことを何よりも優先させるというものでなければならぬと思ひます。

反対の第二は、公害の責任が不明確であることであつて、

法案は一応発生者責任主義を貫いておりますけれども、具体的な補償の責任とか、あるいは防止事業に対する費用の負担、そういうものについては一切今後の検討なり別の法律にゆだねておりました。公害といふものが、先ほど申し上げましたように企業活動の結果から生じてくることは明らかであつて、因果關係がある程度不明確であつてもこの際公害といふ社会的性格の中におきましては、無過失責任の原則を確立すべきであらうと思つております。

その第三は、救済制度が確立をされてないといふことであります。

今日、公害の中で、泣き寝入りや、あるいは不当な示談に甘んじている国民を、公害の紛争から守つていくためには、公害の被害から守つていくためには、紛争の和解、仲裁の制度あるいは調停の制度を設ける、そして被害者の申し立てによつて、公害発生源に対する施設の改善命令とか行政処分、さらには苦情受付の窓口の一元化、こういうようなものも被害者の救済の措置といふものを徹底的に行なう必要があると思つております。本法案は、こういう救済制度についても別の法律にゆだねて、いまもつてその大綱さえ

も明らかにされていないのであります。

その第四は、公害審議会あるいは社会保障制度審議会等、あるいはまた一般国民の要求において、公害行政の総合的な、統一的な、積極的な施策を実施するために、行政の一元化といふことが強く要請をされておるわけでございますが、今回の法案の中では、いまままでのような公害対策推進連絡協議会、こういうふうなものとはほとんど変わらないような性格を持った機構をもつてこの公害対策に当たる、こういうことでございませうが、これでは、ほんとうに基本法といふものを制定して、これから積極的に国民の健康と生活を守つていこうという観点からすると、非常に疑義を感じると申しますか、不安を感じるところでございませう。私どもは、あくまでも強力な一元的な行政を進めるための行政機構といふものを強く要求するものであります。

以上四点にわたつて、おもな反対の理由を申し上げ、社会党を代表しての反対討論にかえたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

公害対策基本法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○宮崎正雄君 ただいま可決されました公害対策基本法案について、各派の御了承を得まして、附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

公害対策基本法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の事項について遺憾なきを期せられたい。

一 本法の各条項を具体化する施策の実施を急ぐこと。

二 右の施策においては、国民の健康を第一義とする本法制定の趣旨にかんがみ、生活環境の保全に特に留意すること。

三 公害原因者についての無過失賠償責任に關しその法制の整備に努力するとともに、公害によって生ずる被害に対する紛争処理整制度及び救済制度の整備に努めること。

四 公害の予防及び除去のための技術開発について、国の研究体制を拡充するとともに、地方公共団体、民間研究機関に対する助成措置の強化に努めること。

五 法令に基づく事業等の許認可にあたっては、公害防止の観点から充分な配慮がなされるよう制度又は運用について検討を行なうこと。

六 公害行政の一元的運営については、さらに検討を加え、改善を図ること。

以上であります。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいま述べられました宮崎君提出の附帯決議案を議題といたします。

宮崎君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、宮崎君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○国務大臣(坊秀男君) 政府としては、ただいまの附帯決議を尊重し、公害対策の推進にさらに努力を重ねてまいる所存でございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につき

ましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。
〔午後九時三十二分速記中止〕
〔午後九時五十分速記開始〕

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけて。
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のおありの方は順次御発言願います。大倉君。

○大倉精一君 時間がありませんので、十分な質疑をすることができないのが残念でありますけれども、一言要望だけ申し上げて、関係大臣の所見を伺っておきたいと思ひます。

なお、同僚委員からも御要望が御ありになると思ひますけれども、私としては、この法案の内容について非常に重要な問題がたくさん含まれておると思ひます。が、しかしながら、最近、ダンブカーによる事故が非常に顕著である、国民も、この問題に對して非常に大きな関心を持っておる、こういうことで、本日この法案が可決をされることになるのでありますけれども、内容について、いわゆる人権上非常に問題が多い法案であるうかと思つておりますので、関係大臣は、この法案の運用については、そういう問題について遺憾のないようにしてもらいたい。角をためて牛を殺すことのないように、大臣は特にこの法案について運用していただきたい。こういうことを強くこの機会に要望いたします。

○国務大臣(大橋武夫君) 本案の運用につきまして、ただいま御要望の点は十分御趣意に沿うように努力をいたします。

○国務大臣(塚原俊郎君) 大倉委員が御指摘にな

りました点は、よく了承いたしました。御趣旨を体して努力いたします。

○委員長(松澤兼人君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後九時五十四分散会

昭和四十二年八月二日印刷

昭和四十二年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局